

自治体デジタル・トランスフォーメーション
(DX) 推進計画
【第 2.0 版】

総務省

令和 4 年 9 月 2 日

目次

1.	はじめに	2
1.1	自治体における DX 推進の意義	2
1.2	本計画の趣旨	4
1.3	本計画の対象期間	4
2.	自治体における DX の推進体制の構築	5
(1)	組織体制の整備	5
(2)	デジタル人材の確保・育成	6
(3)	計画的な取組	10
(4)	都道府県による市区町村支援	12
3.	取組事項	13
3.1	自治体 DX の重点取組事項	13
(1)	自治体の情報システムの標準化・共通化	13
(2)	マイナンバーカードの普及促進	24
(3)	自治体の行政手続のオンライン化	28
(4)	自治体の AI・RPA の利用推進	34
(5)	テレワークの推進	35
(6)	セキュリティ対策の徹底	37
3.2	自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組	38
(1)	デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化	38
(2)	デジタルデバイド対策	43
(3)	デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し	47
3.3	各団体において必要に応じ実施を検討する取組	50
(1)	BPR の取組の徹底	52
(2)	オープンデータの推進・官民データ活用の推進	53
4.	おわりに	56

別紙 1 自治体の主な取組スケジュール

別紙 2 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において示された方針及び KPI

1. はじめに

1.1 自治体における DX 推進の意義

新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められている。

こうした認識に基づき、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020 年 12 月 25 日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。

また、令和 3 年 5 月には、デジタル社会形成基本法、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を含めたデジタル改革関連法が成立・公布され、デジタル社会形成基本法において、「地方公共団体は、基本理念（注：同法第 2 章に定めるデジタル社会の形成についての基本理念）にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を活かした自立的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第 14 条）こととされている。

令和 3 年 6 月には、デジタル社会形成基本法第 37 条第 1 項等に基づく「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下「重点計画」という。）が閣議決定され、本重点計画においても、先述のビジョンが目指すべきデジタル社会のビジョンとして改めて位置づけられた。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自治体の DX を推進する意義は大きい。

自治体においては、まずは、

- ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、
- ・デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく

ことが求められるとともに、DX を推進するに当たっては、住民等とその意義を共有しながら進めていくことも重要となる。

さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによ

って、EBPM¹ 等により自らの行政の効率化・高度化を図ることが可能となる。加えて、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることにより、我が国の持続的かつ健全な発展、国際競争力の強化にも繋がっていくことが期待される。

また、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、自治体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールを法律において規定した上で統合後の法律を個人情報保護委員会が所管する仕組みとすることとする法律が2021年の通常国会にて成立し、地方公共団体の関連規定については、令和5年春から施行予定である。個人情報保護に関する法律の一元化等を通じて制度面でのデータの流通基盤が整備されれば、本計画における自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進と相まって、自治体におけるデータ活用の可能性が拡大することも認識すべきである。

さらに、重点計画においては、デジタル化の基本戦略として、「デジタル社会の実現に向けた構造改革」及び「デジタル田園都市国家構想の実現」が掲げられた。

「デジタル社会の実現に向けた構造改革」については、デジタル社会の目指す姿を実現する上で、国や地方公共団体の情報システムの改革に取り組むだけでは、書面や対面などデジタル活用を前提としていない規制・制度や行政組織の縦割りによって一部だけのデジタル化しか達成することができない場合が多く、不十分という問題意識の下、2021年11月に内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」が創設され、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進することとなった。

また、「デジタル田園都市国家構想」については、様々な社会課題に直面する地方にこそ、新たなデジタル技術を活用するニーズがあることに鑑み、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方が抱える人口減少や少子高齢化、産業空洞化などの社会課題の解決、魅力向上のブレークスルーを実現し、地方活性化を加速することをその意義としている。

本構想を通じて、暮らす場所、年齢、性別にかかわらずあらゆる国民が、それぞれのライフスタイルやニーズに合ったゆとりと安心を兼ね備えた心豊かな暮らしを営むことができ、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-beingの実現等を通じてデジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すこ

¹ EBPM：Evidence-Based Policy Making の略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと

ととしている。

この両戦略は、国・自治体が歩調を合わせて取り組むデジタル社会の実現に向けた基本戦略であり、自治体においても両戦略に基づいた取組が期待される。

併せて、重点計画においては、「Web3.0の推進」も基本戦略として掲げられ、メタバースやNFT（非代替性トークン）等デジタル技術の活用の在り方について、政府において検討を進めていくこととされているなど、新たなデジタル技術が日々進展している状況を自治体においても注視し、各団体それぞれの地域課題に応じたデジタル実装の取組へ活かすことができるか検討していく必要がある。

1.2 本計画の趣旨

政府においては、行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するため、マイナンバー制度と国・地方を通じたデジタル基盤の在り方を含め、抜本的な改善を図るとされ、「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）において、自治体に関連する施策も多く盛り込まれたところである。こうした情報システムの標準化・共通化といった自治体における施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要がある。

さらに、デジタル社会形成基本法においては、「国は、（中略）デジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第13条）こととされ、また、「国及び地方公共団体は、デジタル社会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない」（第15条）こととされている。

このため、総務省は、国と地方公共団体との連絡調整に関することを所掌する観点から、重点計画等における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていく。

なお、本計画に記載された自治体の取組に関する内容については、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言である。

1.3 本計画の対象期間

2021年1月から2026年3月までを本計画の対象期間とする。

本計画は、共通的な基盤・機能を提供するガバメントクラウドの活用に向けた検討など国の動向を反映させるよう適宜見直しを行う。

2. 自治体における DX の推進体制の構築

3. 「取組事項」において示す DX 推進のために自治体に取り組むべき事項を着実に実施するためには、以下の取組を実施し、推進体制を構築することが望ましい。

【推進体制の構築】

- (1) 組織体制の整備
- (2) デジタル人材の確保・育成
- (3) 計画的な取組
- (4) 都道府県による市区町村支援

(1) 組織体制の整備

限られた予算の中、組織の壁を越えて、全体最適化の見地から自治体の情報システムの標準化・共通化等の DX を推進するためには、効果的な推進体制の構築が不可欠である。

今回の自治体 DX の取組は、極めて多くの業務に関係する取組を短期間で行おうとするものであることから、以下の役割を参考として、全庁的・横断的な推進体制とする必要がある。具体的な取組に先んじて、速やかに体制整備に着手することが望まれる。

[首長]

DX の推進に当たっては、仕事の仕方、組織・人事の仕組み、組織文化・風土そのものの変革も必要となる中、首長自らがこれらの変革に強いコミットメントを持って取り組む。

[CIO]

首長の理解とリーダーシップの下、最高情報統括責任者 (CIO: Chief Information Officer) を中心とする全庁的な DX 推進体制を整備する。CIO は、言わば庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに部局間の調整に力を発揮することができるよう、副市長等であることが望ましい。

[CIO 補佐官等]

CIO を補佐する体制を強化するため、CIO 補佐官等の任用などの取組を進める。

また、CIO のマネジメントを専門的知見から補佐する CIO 補佐官等については、外部人材の活用を積極的に検討する。

[情報政策担当部門]

情報政策担当部門は、団体の保有する情報資産や情報関係予算を一元的に把握し、重複投資の排除や情報システムの全体最適化に役立てる。

[行政改革・法令・人事・財政担当部門]

行政改革・法令・人事・財政担当部門は、自治体 DX の必要性を十分に認識し、管理部門として、CIO・情報政策担当部門と連携強化を図りつつ、自ら DX を推進していく役割を果たす。

[業務担当部門（特に窓口担当部門）]

自治体 DX は、業務改革の契機であることを踏まえ、今後 5 年間の DX の取組を通じてどのように業務を変えていくのかという観点から、主体性を持って DX 推進に参画する。

また、情報セキュリティ対策を確実に実施するため、最高情報セキュリティ責任者（CISO：Chief Information Security Officer）の設置など情報セキュリティ対策に取り組む体制の確実な整備も重要であり、連携して取り組む必要がある²。

(2) デジタル人材の確保・育成

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022 年 6 月 7 日閣議決定）抜粋

第 6 デジタル社会の実現に向けた施策

5. デジタル社会を支えるシステム・技術

（2）地方の情報システムの刷新

④統一・標準化を進めるための支援

イ その他の支援

（中略）

デジタル庁及び総務省は、都道府県と連携して、複数市町村での兼務を含め、デジタル人材の CIO 補佐官等としての任用等が推進されるように支援する。また、地

² 情報セキュリティ体制の整備については、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（総務省）を参照。

方公共団体職員との対話や研修、人事交流等を通じて地方公共団体のデジタル人材育成に寄与する。あわせて、総務省は、地方公共団体と外部人材のマッチング機能の強化や人材同士のネットワークの強化等に取り組む。

先の推進体制にあるとおり、自治体の DX 推進に当たっては、CIO のマネジメントを専門的知見から補佐する CIO 補佐官等の役割が鍵となることから、ICT の知見を持った上で、自治体現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行うことのできるデジタル人材を確保することが必要であるが、市区町村においては、適任者が見つけられないなどその人材確保が課題となっており、CIO 補佐官等として、外部からデジタル人材を任用等している市区町村は令和 3 年 9 月時点で 101 団体となっている。

さらに、自治体の情報化担当職員の確保・育成も課題となっている（情報主管課職員の確保が課題と考える市区町村は 63.6%³）。

なお、自治体が CIO 補佐官等として、外部人材を任用する場合、職務の内容や量に応じて、任期付職員や特別職非常勤職員として任用することが考えられる。これらの任用形態については、いずれも、

- ・ 民間企業との雇用関係を継続し、従業員としての地位を保有したまま任用すること
- ・ 民間水準を考慮して給与を設定すること

が可能である（任期付職員については、所属する民間企業から給与その他の報酬を得てその業務に従事することは、地方公務員法第 38 条による制限を受ける。）。

自治体は、DX の推進体制を検討するに当たり、CIO 補佐官等について内部に適切な人材がいけない場合には、国の支援等も活用して、外部人材の活用を積極的に検討すべきである。その際は、CIO 補佐官等に求める業務の内容や量によっては、限られた人材を有効活用する観点からも、他の団体との兼務等を前提とした任用も検討することが望ましい。

都道府県においては、市区町村の人材確保のための支援が期待されるところであり、今後、総務省において、都道府県や複数市町村間で確保した外部人材を共有する仕組みについて、課題や手順、外部人材の働き方等のノウハウを整理するとともに、伴走支援を行うことが検討されている。

また、DX の推進に当たっては、自治体の各部門の役割に見合ったデジタル人材が

³ 総務省：2020 年度「デジタル専門人材の確保に係るアンケート」

職員として適切に配置されるよう人材育成に取り組むことが必要である。各自治体が DX 推進のための人材育成に取り組むに当たっては、中長期的な観点で、一般職員も含めた人材育成の重要性や意義、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識・能力・経験、研修体系等を設定した体系的な人材育成方針を持つことが望ましい。

併せて、標準化や個人情報保護法の改正等の最新動向を踏まえた研修等に取り組む必要があるとともに、管理職等向けの意識改革のための研修や、各担当職員向けの業務に活かせるような実践的な研修、職員研修の中に職層別研修として位置づけたり、悉皆研修と選択別研修を効果的に組み合わせるなど、各団体の創意工夫を活かした職員育成の取組が期待される。

加えて、都道府県や指定都市・中核市等の比較的人口規模の大きな自治体、先進的な取組を進める自治体など、内部にデジタル人材を擁する自治体においては、当該デジタル人材を他自治体の庁内研修の講師として派遣することも含め、地域の実情に応じて行政内部のデジタル人材の活用を進めることが望ましい。

さらに、企業や地域の大学等多様な主体と連携しながら、人材の確保・育成、自治体 DX に取り組んでいる例もあり、地域の実情に応じて有効な人材確保・育成策を各団体で検討していく必要がある。

【国の主な支援策等】

(デジタル人材の確保)

- ① 市区町村における外部人材の募集情報を収集の上、総務省ウェブサイトで公表するとともに、協力企業に展開し、市区町村の取組を後押しする。【総務省】
- ② 市町村が CIO 補佐官等として、外部人材の任用等（特別職非常勤職員として任用する場合及び外部に業務委託する場合）を行うための経費及び募集に要する経費について所要の財政措置（特別交付税（措置率 0.5））を講じる。【総務省】

<今後取り組んでいく事項>

- ① 自治体が外部人材を確保する際の参考となるよう、外部人材が備えておくことが望ましいスキルや経験を類型化した「自治体 DX 推進のための外部人材スキル標準」を策定する。また、本スキル標準に基づき、一定のスキルや経験を有する民間人材を公募し、選定された民間人材に対して、自治体の業務等について研修を実施した上で、リスト化する。【総務省】

- ② 外部人材の未活用団体に外部人材を活用することのイメージをもってもらうため、複数の外部人材が役割分担しながら効果的に DX を推進している事例など外部人材が活躍している自治体の事例を収集し、任用形態や人口規模別に取りまとめ横展開する。【総務省】
- ③ 市区町村と外部人材のマッチング機能の強化を図るため、民間人材紹介会社と連携し、市区町村が外部人材を募集するための更なる環境整備（人材紹介会社の活用例の周知、複数の人材紹介会社が参加するオンライン相談会の開催等）に取り組む。【総務省】
- ④ 都道府県や複数市町村間で確保した外部人材を共有する仕組みについて、先行している団体に対しては、課題や手順、外部人材の働き方や勤務環境の設定等のノウハウを聴取して整理するとともに、併せて、今後取り組む意向のある団体を選定し、伴走支援を行う。【総務省】
- ⑤ 情報交換や共同で課題解決に取り組む外部人材同士のネットワーク化の取組を情報収集し、それぞれの特徴や、活用している職員等の声を取りまとめて整理した上で、各自治体に情報提供を行う。併せて、複数年、自治体で活躍する外部人材のノウハウや、失敗から得られた教訓、参考となるキャリアパス等の横展開を図るため、総務省において自治体で活躍する人材間のネットワーク化に取り組む。【総務省】

(デジタル人材の育成)

- ① 総務省及びデジタル庁は連携して、自治体職員との対話や研修、人事交流等を通じて自治体のデジタル人材育成に寄与する。【総務省・デジタル庁】
- ② 職員研修について、総務省において、標準化・共通化や個人情報保護法改正等の最新動向を踏まえつつ、J-LIS 等の関係機関と連携しながら、自治体 DX に関する研修の充実を図るとともに、研修情報を取りまとめて各自治体に情報提供を行う。【総務省】

<今後取り組んでいく事項>

- 都道府県や小規模団体を含めた市町村における、人材育成方針の策定やデジタル専門の採用区分の設定、業務に活かせるような実践的な研修など創意工夫を活かした職員育成の取組について、総務省で情報収集を行い、「自治体 DX 推進手順書 参考事例集」を充実化する。【総務省】

(3) 計画的な取組

自治体の行政手続のオンライン化についての目標時期が 2022 年度とされていることや、情報システムの標準化・共通化についての目標時期が 2025 年度とされているなど、本計画に示す取組を一定の期間の中で実現するには、早期から全庁的・横断的な推進体制を整え、現行のシステムの調査や、スケジュール策定をはじめとして計画的な導入に向けた検討を行うことが求められる。

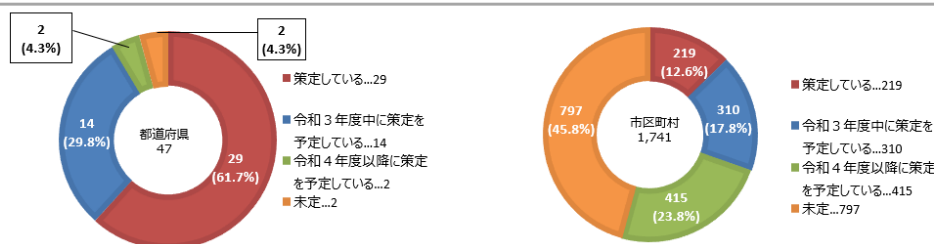
また、情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化等による手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等の成果を得るためには、単なるシステム更改にとどまらず、標準準拠システムを前提としたオンライン手続前提の業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化などに取り組むことが必要となるため、全庁的な推進体制を確立し、別紙 1 で示す「自治体の主な取組スケジュール」を参考にしながら、早期から計画的に取り組むことが必要となる。

相互に関連する DX の取組を総合的かつ効果的に実施し、全庁的に DX を強力に推進していくためには、DX 推進のビジョン及び工程表から構成される全体的な方針（以下「全体方針」という。）が決定される必要があり、その全体方針は、広く自治体内で共有されるべきである。

各自治体が、本計画を踏まえて、着実に DX に取り組めるよう、全体方針の決定等を含め想定される一連の手順を示した「自治体 DX 全体手順書」を策定・公表しているの、積極的に参考にされたい。

DXを推進するための全体方針の策定/全庁的・横断的な推進体制の構築

○ 都道府県では29団体（61.7%）、市区町村では219団体（12.6%）が全体方針※を策定している（令和3年4月1日時点）。
※ 全体方針…DX推進のビジョン及び工程表から構成されるものであり、計画を含む。



○ 都道府県では41団体（87.2%）、市区町村では480団体（27.6%）が全庁的・横断的な推進体制※を構築している（令和3年4月1日時点）。
※ 全庁的・横断的な推進体制…都道府県においては知事や副知事等、市区町村においては市区町村長や副市区町村長等のリーダーシップや庁内マネジメントの下、各部局が連携してDXを推進する体制。（例：推進本部・連絡会議の設置等）

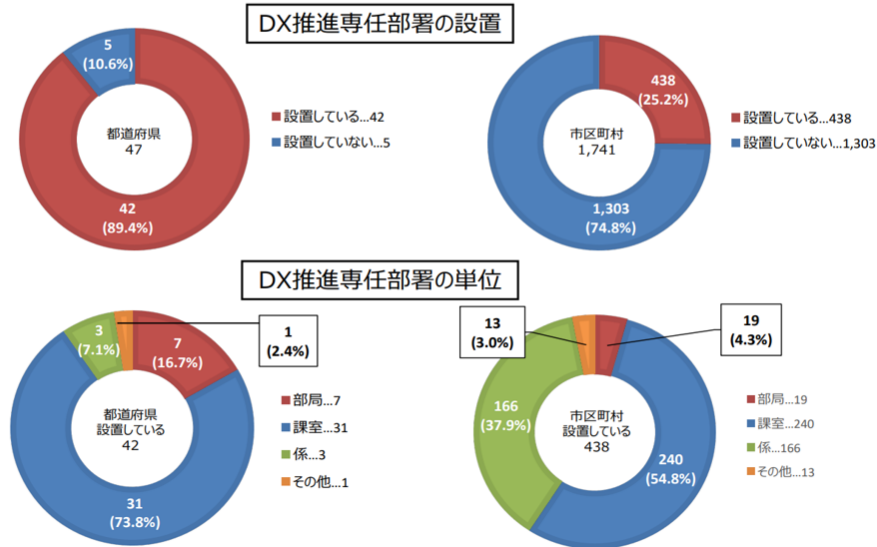


出典：総務省「自治体DX・情報化推進概要（令和3年度）」

DX推進専任部署の設置状況

○ 都道府県では42団体（89.4％）、市区町村では438団体（25.2％）がDX推進専任部署※を設置している（令和3年4月1日時点）。

※ DX推進専任部署・・・DX推進の企画立案や部門間の総合調整、全体方針や個々のDXの取組の進捗管理等を担う部署。



出典：総務省「自治体DX・情報化推進概要（令和3年度）」

【国の主な支援策等】

2021年7月、本計画を踏まえて、各自治体が着実にDXに取り組めるよう、取組を進めるに当たって想定される一連の手順等を示した「自治体DX推進手順書」を総務省において策定・公表した。なお、本手順書については、国の取組の進捗等を踏まえて、適宜見直すこととしている。【総務省】

自治体DX推進手順書 趣旨及び構成

趣 旨

- 総務省では、昨年末に、「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等をとりまとめ、「自治体DX推進計画」として策定。
- 自治体が、本計画を踏まえて、着実にDXに取り組めるよう、今後、自治体DX推進手順書を作成（2021年7月7日）。
- 全国統一的な取組みとなる「自治体情報システムの標準化・共通化」及び「自治体の行政手続のオンライン化」については、作業手順を示す手順書を個別に作成するとともに、先行する自治体の事例をまとめた参考事例集も提供。

構 成

自治体DX全体手順書	DXを推進するに当たって想定される一連の手順（DXの認識共有・機運醸成、全体方針の決定、推進体制の整備、DXの取組の実行）を示すもの
自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書	自治体情報システムの標準化・共通化の意義・効果や、自治体における作業手順等を示すもの
自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書	自治体の行政手続のオンライン化の取組み方針や、自治体における作業手順等を示すもの
参考事例集	DXの認識共有・機運醸成、推進体制の整備、個別のDXの取組み等について、先行する自治体の事例を集めたもの

※ 国の取組の進捗等を踏まえて、適宜見直す。

(4) 都道府県による市区町村支援

情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化等の自治体における DX の取組を効果的に実行していくためには、国が主導的な役割を果たしつつ、市区町村を含め、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要がある。その着実な取組のためには、都道府県が市区町村に対し、本計画に記載された自治体 DX 推進の具体的な内容を十分に伝えるとともに、必要な助言を行うことで、市区町村の計画的な取組を支援するなど、都道府県が一定の役割を果たすことが期待される。また、限られたデジタル人材を市区町村が活用するには、都道府県による市区町村の人材ニーズの把握・調整等を通じた複数の市区町村での兼務等の手法も考えられる。さらに、デジタル技術の導入に当たっては、データの集積による機能の向上や導入費用の負担軽減、共通する地域課題の解決のノウハウを効果的に市区町村間で情報共有する等の観点から、共同導入・共同利用の推進が有効であるため、都道府県の主導も効果的である。

3. 取組事項

以下、重点計画等における各施策のうち、自治体に取り組むべき事項・内容について以下の分類に基づき、具体的内容と国の主な支援策等を示す。なお、必要に応じ、取組方針の前提となる現状や考え方についても記載する。

【自治体 DX の重点取組事項】

- (1) 自治体の情報システムの標準化・共通化
- (2) マイナンバーカードの普及促進
- (3) 自治体の行政手続のオンライン化
- (4) 自治体の AI・RPA の利用推進
- (5) テレワークの推進
- (6) セキュリティ対策の徹底

【自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組】

- (1) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- (2) デジタルデバイド対策
- (3) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

【各団体において必要に応じ実施を検討する取組】

- (1) BPR の取組の徹底
- (2) オープンデータの推進・官民データ活用の推進

3.1 自治体 DX の重点取組事項

(1) 自治体の情報システムの標準化・共通化

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022 年 6 月 7 日閣議決定）抜粋

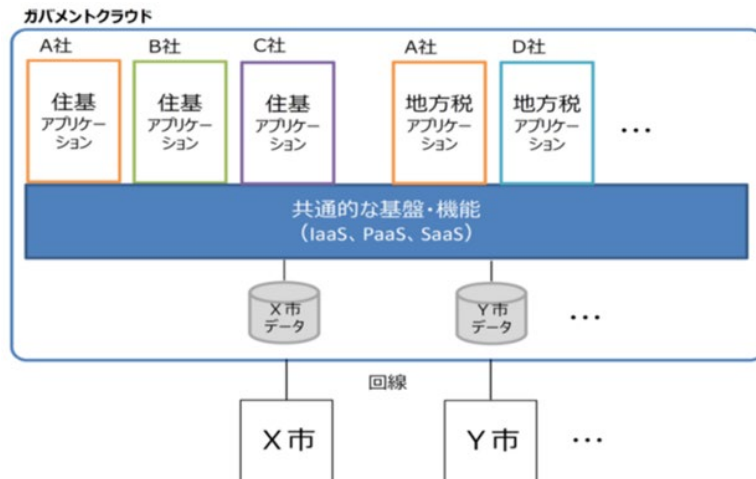
第 6 デジタル社会の実現に向けた施策

5. デジタル社会を支えるシステム・技術

(2) 地方の情報システムの刷新

【目指す姿】

- ・地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにするなど、住民サービスが向上する。
- ・業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保するなど、行政の効率化が図られる。



地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律⁴（以下「標準化法」という。）第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化基準（以下「標準化基準」という。）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化⁵を、地方公共団体と対話を行いながら進める。

具体的には、地方公共団体又は民間事業者が基幹業務等のアプリケーション⁶をガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれら

⁴ 令和3年法律第40号

⁵ 「統一」とは、地方公共団体の情報システムに必要とされる機能等のうち、共通的に利用できるものを地方公共団体が利用することを指す。例えば、地方公共団体がシステムを共通のクラウド基盤に構築することにより、共通のハードウェアやOSなどを利用すること等を指す。「標準化」とは、地方公共団体が各団体で共通した事務を行っている場合に、機能等について統一的な基準に適合したシステムを利用すること等を指す。

⁶ 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務のアプリケーション及び基幹業務と付属又は密接に関連する業務のアプリケーションをいう。

の中から最適なアプリケーションを利用することが可能となるような環境の整備を図る。

その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアや OS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。

また、ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避するとともに、スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。

さらに、標準準拠システム⁷は、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなるとともに、地方公共団体は、独自施策等を講じるため、当該地方公共団体が保有する標準準拠システムで利用する標準化されたデータを、必要なサービスを提供するためのシステムに利用することができる。

基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和 7 年度（2025 年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

具体的には、基本方針の案や標準仕様書等の概要や案を令和 4 年（2022 年）4 月以降順次提示し、地方公共団体や事業者等に意見を求めながら、関係者間の統一・標準化に関する認識を合わせ、適切な費用での円滑な移行へ向けた実務上の課題を整理した上で、標準準拠システムへの移行に関し、事業者等に対する調査を行い、地方公共団体の意見を丁寧に聴きながら、令和 4 年（2022 年）夏を目途に標準準拠システムへの移行の在り方について定めることとする。

統一・標準化の効果を踏まえ、地方公共団体の情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了予定後の令和 8 年度（2026 年度）までに、平成 30 年度（2018 年度）比で少なくとも 3 割の削減を目指すこととする。また、国の削減目標は令和 7 年度（2025 年度）までに令和 2 年度（2020 年度）比で 3 割削減であることを踏まえ、削減目標の更なる上積みを目指す⁸。

⁷ 標準化基準に適合して開発した基幹業務のシステムをいう。

⁸ 地方公共団体の情報システムの運用経費等の増減は KPI の 1 つであって、統一・標準化の取組

地方公共団体の基幹業務システム等は、ガバメントクラウドを活用することにより、例えば環境の自動設定機能を利用してインフラの構築期間の短縮や運用の効率化を行うことや、各種マネージドサービスを利用してアプリケーションのメンテナンス費用を抑えることや、機能の迅速な拡張や改変が可能となる。

地方公共団体の基幹業務システム等が活用するガバメントクラウドの利用料に係る地方公共団体の負担の在り方については、地方公共団体情報システム標準化基本方針⁹において定める。

また、地方公共団体の基幹業務システムを取り扱う事業者が、ガバメントクラウドを活用して、よりクラウドネイティブなアプリケーションの構築や運用を行い、安価で高い性能を出すためには技術習得が必要な場合があることから、デジタル庁は、学ぶ意欲のある国内事業者に対しガバメントクラウドの環境の適切かつ効果的な利用のためのトレーニングや一定期間試験環境として利用できるようにする等、国内事業者に対し技術習得の支援を行うとともに、事業者の協調領域として標準準拠アプリの共通部品の共同利用や共有すべき知見の在り方について令和4年度（2022年度）中に検討する。

① 地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等

デジタル庁は情報システム整備方針との整合性の確保の観点から、総務省は地方公共団体との連絡調整の観点から、標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する府省庁とともに、地方公共団体情報システム標準化基本方針の案を策定し、関係行政機関の長に協議し、全国知事会・全国市長会・全国町村会から意見聴取を行った上で、令和4年（2022年）夏を目途に定める。

② 標準化基準における共通事項の策定等

標準化基準における共通事項（非機能要件、データ要件・連携要件など）の策定等に取り組む（標準化基準における共通事項の策定等に関する具体的な施策について、以下を参照。）。

③ 制度所管府省庁による標準化基準の策定

も踏まえ、デジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）に基づく業務改革（BPR）を進め、業務全体に係るコストを抑えるとともに、新サービスの実現など新たなイノベーションの競争環境を創出していくことが、より重要である点は言うまでもない。

⁹ 標準化法第5条第1項に規定する基本方針をいう。

標準化基準のうち、②の共通事項を除いたもの（機能要件等）については、令和4年（2022年）夏を目途に策定される地方公共団体情報システム標準化基本方針（同方針が策定されるまでは、関係府省会議において共有された作業方針）に基づき、制度所管府省庁が検討体制を整備の上、作業を進めるとともに、データ要件・連携要件の内容との整合性の確保を図った上で、策定する（略）。

④ 統一・標準化を進めるための支援

ア 財政支援

目標時期である令和7年度（2025年度）までにガバメントクラウド上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すため、デジタル庁は、令和2年度（2020年度）第3次補正予算により地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に造成された基金の執行について、情報システム整備方針に基づき、総務省を通じて適切に統括・監理を行う。

イ その他の支援

統一・標準化の推進に当たり、デジタル庁は、「自治体職員×政府機関職員デジタル改革共創プラットフォーム」を活用し地方公共団体と対話を行う。また、総務省は、標準準拠システムへの移行に向けた標準的な取組を盛り込んだ手順書（1.0版）について、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業の結果なども踏まえながら、必要な見直しを行い、改定する。また、各地方公共団体が当該手順書を踏まえて市町村の標準準拠システムへの円滑な移行を行えるよう、関係府省庁・都道府県とも連携して市町村の進捗管理等の支援を行う。

（略）

標準化基準における共通事項の策定等に関する具体的な施策

① データ要件・連携要件の標準の策定

各制度所管府省庁における標準仕様書の検討と並行して、デジタル庁は、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションを選択し、旧アプリから新アプリに乗り換える場合等のデータ移行を容易にするため、データ要件を定めるほか、標準準拠システム間や他の行政機関等（公共サービスメッシュ等を含む。）とのデータ連携が円滑に行われるようにするため、連携要件を定める。

具体的には、標準仕様書の機能要件や帳票要件を基に、「データ要件・連携要件の標準」を作成することや、基幹業務等におけるマイナポー

タルびったりサービスの円滑な活用のため、マイナポータルと標準準拠システムとの間の連携要件を新たに定めるなど、関係機関の協力を得ながら検討を進め、令和4年（2022年）夏を目途にこれらの標準仕様を作成する。

データ要件・連携要件の内容と各制度所管府省庁が定める各業務の標準仕様の内容との整合性が保たれるよう、デジタル庁と各制度所管府省庁は、相互に連携を図る。

また、アプリケーションのデータ要件・連携要件への適合は、ワンスオンリーの推進やベンダーロックインの排除の観点から、十分に担保される必要がある。したがって、デジタル庁はアプリケーションのデータ要件・連携要件への適合性を地方公共団体が容易に確認するためのツールについて、令和4年度（2022年度）中の作成を目指す。

② 非機能要件の拡充

標準非機能要件（セキュリティを含む。）については、先行事業での検証を踏まえて、令和4年（2022年）夏を目途に、必要に応じて拡充する。

このうちセキュリティについては、地方公共団体の業務システムの統一・標準化の取組を踏まえ、ガバメントクラウドの活用を前提とした新たなセキュリティ対策の在り方について検討を行う。

具体的には、デジタル庁及び総務省は、令和4年（2022年）の夏を目途に、標準化基準の作成と併せて、地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策の方針を決定する。セキュリティ対策の方針においては、国・地方公共団体・クラウド事業者・アプリケーション提供事業者等の責任分界等について、先行事業での検証を踏まえて、具体化を進める。

このほか、クラウドロックインとならないための対策やマルチクラウド・マルチベンダーの相互接続・運用を円滑に行う方策等についても検討を行う。

③ 地方公共団体によるガバメントクラウドの利用に関する基準の策定

ガバメントクラウド上に構築することができるシステムや、ガバメントクラウドの利用方法、責任分界の考え方等について、「地方公共団体の基幹業務システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」を、令和4年（2022年）夏を目途に策定する。

ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムを地方公共団体が安心して利用できるようにするため、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業を令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）にかけて実施する。

具体的には、ガバメントクラウド上に構築する基幹業務等のアプリ

ケーションの対象範囲の検討、先行事業において構築したシステムが「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」¹⁰が求める非機能要件（セキュリティ、可用性、性能・拡張性、移行性、運用・保守性等）を満たすことの検証、ガバメントクラウドに移行したシステムと移行しないシステムとの連携の有効性の検証、現行システムとの投資対効果との比較等を行う。

また、ガバメントクラウドと地方公共団体の庁内システムとの接続方法については、将来的な国・地方を通じたネットワークの在り方を見据えつつ、標準準拠システムへの本格移行における当面の接続方法の選択肢としては、LGWAN を活用した接続又はデジタル庁が示すガバメントクラウドへの標準的な接続サービス（ガバメントクラウド接続サービス）を活用した接続¹¹を想定し、引き続き具体化を進める。

④ 共通機能の標準の策定

標準準拠システムを用いて業務を行う際に必要な機能であって、全ての標準化対象事務に係る標準準拠システムに共通する機能（共通機能）については、標準準拠システムの実運用に関連するものであることを踏まえ、原則、事業者がガバメントクラウド上に構築するサービスを、各地方公共団体が利用する形で提供することとする。この場合、デジタル庁は令和4年（2022年）夏を目途に、共通機能の標準を作成することとし、事業者は、当該標準に従うものとする。

制度所管府省庁による標準化基準の策定の方針

デジタル3原則に基づき、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に進める。具体的には、制度所管府省庁は、マイナポータルびったりサービスとガバメントクラウド上の標準準拠システムとの接続、転出証明書情報等の活用、公金受取口座の登録情報の活用等、機能要件等を定めることとする。

また、積極的な業務改革（BPR）の実現のためには、現場の視点のみならず、行革の視点や行政サービスの利用者視点に基づくサービスデザイン思考が必要となる。デジタル庁は、地方公共団体職員とデジタル庁民間人材等とで構成するワークショップを開催し、標準仕様書をベースとしたデジタル3原則に基づく業務改革（BPR）の提案を具体的

¹⁰ 令和2年9月内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室・総務省

¹¹ 令和2年9月内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室・総務省

に行うこととし、当該提案を踏まえて、制度所管府省庁においては、標準仕様書について、デジタル庁・総務省においては、データ要件・連携要件についてそれぞれ必要な対応を検討する。

アプリケーションの機能要件等への適合は、当該アプリケーションを利用する地方公共団体が確認する必要があるが、地方公共団体の負担を軽減し、かつ、適合性について実効的に担保することが可能な確認手法について、制度所管府省庁の協力も得ながら、デジタル庁において令和4年（2022年）夏を目途に提示する。

① 住民記録、戸籍の附票、印鑑登録

住民記録システムについては、令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書（第2.0版）¹²を改定する。

戸籍の附票システムについては、令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書を作成する。

印鑑登録システムについては、令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書（第1.0版）¹³を改定する。

② 地方税（個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）、選挙人名簿管理

個人住民税や法人住民税等の基幹税務システムについては、令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書（第1.0版）¹⁴を改定する。

選挙人名簿管理に係るシステムについては、令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書を作成する。

③ 社会保障

国民健康保険に係る業務支援システムは、設計書等について記載の粒度や活用実績等を踏まえ、令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書を作成する。

介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書（第1.1版）¹⁵を改定する。

¹² 「住民記録システム標準仕様書【第2.0版】」（令和3年8月31日自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会））

¹³ 「印鑑登録システム標準仕様書【第1.0版】」（令和3年9月29日自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会））

¹⁴ 「税務システム標準仕様書【第1.0版】」（令和3年8月31日自治体システム等標準化検討会（税務システム等標準化検討会））

¹⁵ 「介護保険システム標準仕様書【第1.1版】」（令和4年3月30日厚生労働省老健局）及び「障害者福祉システム標準仕様書【第1.1版】」（令和4年3月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）

児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理に係る業務支援システムについても、令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書を作成する。

④ 教育

就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書（第1.0版）¹⁶を改定する。

⑤ 児童手当、子ども・子育て支援

児童手当、子ども・子育て支援に係る業務支援システムについては、令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書を作成する。

⑥ 戸籍

市町村の戸籍システムについては、既存の標準仕様書と、標準化基準における共通事項との整合性を確保することとし、そのために標準仕様書の見直しが必要な場合には、令和4年（2022年）夏を目途に行う。

自治体の基幹業務システムは、これまで、自治体が独自に発展させてきた結果として、次のような課題を抱えている。

- (1) 維持管理や制度改正時の改修等において自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きいこと
- (2) 情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まないこと
- (3) 住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しいこと

このような自治体の基幹業務システムの状況を踏まえ、自治体に対し、標準化基準（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）に適合する基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務づけ、標準準拠システムについてガバメントクラウド（デジタル社会形成基本法第29条に規定する「全ての地方公共団体が官民データ活用推進

¹⁶ 「就学事務システム（学齢簿編製等）標準仕様書【第1.0版】」（令和3年8月文部科学省初等中等教育局）及び「就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第1.0版】」（令和3年8月文部科学省初等中等教育局）

基本法第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境の整備」としてデジタル庁が整備するものをいう。以下同じ。)を利用することを努力義務とすること等を規定する標準化法が令和3年5月に成立し、標準化法に基づき、自治体情報システムの標準化・共通化を推進することとしている。

また、令和4年1月には、標準化法第2条第1項の規定に基づき、標準化対象事務として基幹系20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）を政令で定めた。

さらに、令和4年夏を目途に、標準化法第5条第1項の規定に基づき、地方公共団体情報システム標準化基本方針を策定することとしている。

【取組方針】

自治体は、令和4年夏に公表が予定されている、標準化法に基づく基本方針の下、基幹系20業務システムについて、標準準拠システムに移行する必要がある。

【国の主な支援策等】

- ① 関係府省は、自治体や事業者の意見を聴きながら、以下のとおり20業務についての標準仕様を作成する。【関係府省】

＜標準仕様を示す業務と実施時期＞

1. 住民基本台帳：令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書（第2.0版）を改定する。
2. 印鑑登録、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、介護保険、障害者福祉：令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書（第1.0版（介護保険及び障害者福祉については第1.1版））を改定する。
3. 児童手当、子ども・子育て支援、戸籍の附票、選挙人名簿管理健康管理、児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金：令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書を作成する。
4. 国民健康保険：設計書等について記載の粒度や活用実績等を踏まえ、令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書を作成する。
5. 戸籍：既存の標準仕様書と、標準化基準における共通事項との整合性を確保することとし、そのために標準仕様書の見直しが必要な場合には、令和4年

(2022 年) 夏を目途に行う。

- ② デジタル庁及び総務省は、以下のとおり各業務に共通する事項について標準仕様等を作成する。【デジタル庁・総務省】

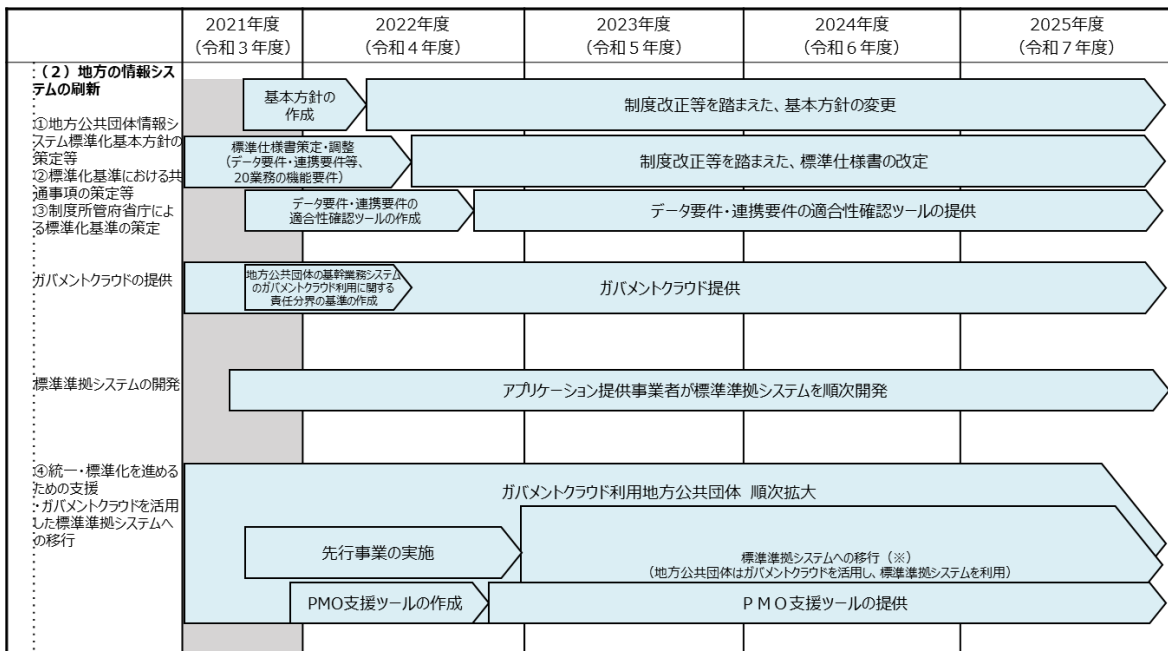
＜標準仕様等を示す事項と実施時期＞

1. データ要件・連携要件の標準：デジタル庁は、標準仕様書の機能要件や帳票要件を基に、「データ要件・連携要件の標準」を作成することや、基幹業務等におけるマイナポータルぴたりサービスの円滑な活用のため、マイナポータルと標準準拠システムとの間の連携要件を新たに定めるなど、関係機関の協力を得ながら検討を進め、令和 4 年（2022 年）夏を目途にこれらの標準仕様を作成する。
 2. 非機能要件の拡充：デジタル庁及び総務省は、令和 4 年（2022 年）の夏を目途に、標準化基準の作成と併せて、地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策の方針を決定する。セキュリティ対策の方針においては、国・地方公共団体・クラウド事業者・アプリケーション提供事業者等の責任分界等について、先行事業での検証を踏まえて、具体化を進める。
 3. 地方公共団体によるガバメントクラウドの利用に関する基準：ガバメントクラウド上に構築することができるシステムや、ガバメントクラウドの利用方法、責任分界の考え方等について、「地方公共団体の基幹業務システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」を、令和 4 年（2022 年）夏を目途に策定する。
 4. 共通機能の標準：デジタル庁は令和 4 年（2022 年）夏を目途に、標準準拠システムを用いて業務を行う際に必要な機能であって、全ての標準化対象事務に係る標準準拠システムに共通する機能（共通機能）の標準を作成する。
- ③ 自治体の標準準拠システムへの移行に要する経費に対して、令和 2 年度第 3 次補正予算により地方公共団体情報システム機構（J-LIS）造成した基盤改革支援基金を活用し、補助率 10/10 により、国が必要な財政支援を行う。【総務省】
- 【2020 年度第 3 次補正予算 国費 10/10 1,508.6 億円 基金（2025 年度まで）】
- 【2021 年度補正予算 国費 10/10 316.8 億円 基金（2025 年度まで）】④ 令和 3 年夏に公表した「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」について、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業の結果や令和 4 年夏を目途に策定される基本方針も踏まえながら、必要な見直しを行い、改定する。【総務省】

- ⑤ 総務省は、各地方公共団体が手順書を踏まえて市区町村の標準準拠システムへの円滑な移行を行えるよう、市区町村からの進捗状況等の報告、標準準拠システムへの移行に向けた課題や質問の問合せ機能等を有する市区町村の進捗管理等支援ツールを構築し、デジタル庁、制度所管府省及び都道府県と連携して運用を行い、市区町村の意見を丁寧に聴取し、その反映に努める。【総務省】

【主な取組スケジュール】

図表 1 自治体の情報システムの標準化・共通化のスケジュール



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

(2) マイナンバーカードの普及促進

◆「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(2022 年 6 月 7 日閣議決定) 抜粋

第 2 章 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(5) デジタルトランスフォーメーション(DX)への投資

2022 年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指すとの方針の下、マイナンバーカードの利活用拡大等の国民の利便性を高める取組を推進するとともに、市町村における交付体制の強化に向けた支援を行うなど、適切な広報も含め、マイナンバーカードの普及に取り組む。

第 4 章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築

オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、2023 年 4 月から導入を原則として義務付けるとともに、導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直す。2024 年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止を目指す。

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022 年 6 月 7 日閣議決定）抜粋

第 6 デジタル社会の実現に向けた施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(4) マイナンバーカードの普及及び利用の推進

令和 4 年度（2022 年度）末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す。そのため、次の取組のほか、例えば新型コロナワクチンの接種会場など、住民が集まる場所での市町村による申請受付等の取組の促進、交付状況等に応じた市町村に対する重点的な取組支援、消費喚起やキャッシュレス決済サービスの利用拡大等を図るマイナポイント、地域独自の給付施策をオンライン手続で簡単・迅速に推進できる自治体マイナポイント等により、マイナンバーカードの普及促進を図る。

◆「デジタル田園都市国家構想基本方針」（2022 年 6 月 7 日閣議決定）抜粋

第 2 章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

1. 取組方針

(2) デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備

②マイナンバーカードの普及推進・利活用拡大

【マイナンバーカードの普及の推進】

安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、国は、「デジタル社会のパスポート」であるマイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、市町村における交付体制の強化に向けた支援を行う等、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。

【マイナンバーカードの利活用の拡大】

マイナンバーカードが持つ本人確認・認証機能を、デジタル社会の基盤として徹底的に利活用していくため、その用途の充実や、それを利活用した取組への支援を強化するとともに、電子証明書のみならず空き領域を含め更なる活用を促進する。

具体的には、健康保険証としての利用の推進、公金受取口座の登録等を強力に普及していくとともに、運転免許証や在留カードとの一体化に向けた準備を進める。また、以下3つの取組を進める。

第一に、「オンライン市役所サービス」の充実を図るため、2022年度中には、引越手続きのワンストップ化を実現するとともに、子育て・介護等の31手続におけるオンライン手続を、原則、全ての地方公共団体で行えることを目指す。また、居住する市町村をはじめ、様々な行政機関から各市民へのお知らせを的確にお届けできる仕組みの構築を進める。

第二に、マイナンバーカードの「市民カード化」を進めるため、図書館カード、市町村の施設の利用証等、生活の様々な局面で、マイナンバーカード1枚をかざせば済むよう、その全国展開を目指し、地方公共団体による市民カード化の動きを、地方公共団体と緊密に連携し、デジタル田園都市国家構想の実現推進に向けた各種支援制度も用いて、後押しする。

第三に、マイナンバーカードの民間ビジネスにおける様々な局面での利用を進めるため、電子証明書手数料を当面無料にする等の検討を行う。

また、今年度には、マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマホ搭載を進めていく等、便利なマイナンバーカードの実現に向けて、いろいろな角度から取り組んでいくこととする。

第3章 各分野の政策の推進

2. デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備

(2) マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大

(c) マイナンバーカードによる民間電子商取引の発展

- ・オンラインでも対面でも、迅速・確実な本人確認等をデジタルで完結して行うことができ、顧客・事業者双方にメリットがあるマイナンバーカードの民間利用の推進を目指し、メリットや利用方法の周知のほか、民間事業者の意見を聴取し、必要な措置について検討・実施する。

(d) マイナンバーカードの普及の推進

- ・安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、国はマイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、市町村における交付体制の強化に向けた支援を行う等、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。

(e) マイナンバーカードの普及等デジタル社会の基盤の状況を踏まえたデジタル田園都市国家構想交付金の検討

- ・マイナンバーカードの普及等デジタル社会の基盤の状況をデジタル田園都市国家構想交付金による支援に際して評価することについて検討する。

(h)マイナポイント第2弾によるデジタル社会の実現

- ・(略) マイナポイント第2弾により、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ消費を喚起し、更に健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る。

(j)マイナンバーカードの普及状況等を踏まえた交付税算定の検討

- ・2023年度から、マイナンバーカードの普及状況等も踏まえつつ、マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討する。

【取組方針】

マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができ、デジタル社会の基盤となるものである。現在でも、本人確認書類としての利用はもとより、健康保険証利用やオンラインでの確定申告、各種証明書のコンビニ交付サービスなど様々な場面で利活用がなされているところであるが、今後も、引越しワンストップサービスや更なる行政手続のオンライン化など利活用シーンは拡大することが見込まれている。

2022年度末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指して、出張申請受付などの積極的な実施により申請を促進するとともに、臨時交付窓口の開設、土日開庁のさらなる実施などにより交付体制を充実させる。

【国の主な支援策等】

- ① マイナポイント第2弾として、2022年6月30日から、マイナンバーカードの健康保険証利用申込者、公金受取口座の登録者のポイント申込・付与が始まることにあわせて、カードの普及促進に向け、以下の取組を実施するなど、申請を促進する。【総務省】

- ・集客力の大きい商業施設に特設会場を設け、カード申請やマイナポイントの申込をサポートするキャンペーン事業を全国150箇所を実施
- ・テレビCMやWeb広告等各種媒体に加え、政府広報と連携した広報を実施
- ・全国の携帯ショップ（予定）において、本業サービスと併せて、従業員がカード申請の声かけを行い申請サポートする事業の実施
- ・7月下旬から9月上旬にかけて順次、カードの未取得者約6,000万人に対

し、オンライン申請が可能なQRコード付きの申請書を送付

- ② 自治体における、出張申請受付・申請サポートに要する経費や交付体制の整備に係る経費について、以下のとおり、対象経費の拡充・追加を行うなど、引き続きマイナンバーカード交付事務費補助金による支援を行う。【総務省】
- ・出張申請受付・申請サポート等を実施するために行う商品券等の配布を含む宣伝及び集客等に係る経費の補助単価を引き続き増額
 - ・マイナンバーカード関係事務を専門とするセンターの設置支援の予算を増額
 - ・マイナンバーカードの受取勧奨のための周知広報支援の経費を対象に追加
 - ・都道府県等が実施する事業等への負担金を対象に追加
- 【2021年度補正予算 92.4億円】
- 【2022年度当初予算 616.1億円】
- ③ マイナンバーカード交付事務費補助金の対象経費の範囲について改めて周知し、積極的な活用を促すとともに、人口に対する交付枚数率の高い自治体の交付体制や申請促進のための取組事例・実績をまとめた資料を横展開することなどにより、自治体のカードの普及促進に向けた取組を支援する。【総務省】
- ④ マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等について、重点計画における工程表に基づいて推進する。【関係府省】
- ⑤ 地域独自のポイント給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に実施できる自治体マイナポイントの基盤を整備し、全国展開を推進する。【総務省】

(3)自治体の行政手続のオンライン化

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022年6月7日閣議決定）抜粋

5. デジタル社会を支えるシステム・技術

(1) 国の情報システムの刷新

マイナポータルの継続的改善に関する具体的な施策

⑦ 引越しワンストップサービスを始めとした行政手続のオンライン化

引越しワンストップサービスに対応して、マイナポータルの機能を改修し、オンラインによる転出届・転入予約を推進するとともに、令和3年度（2021年度）に実装した地方公共団体との接続機能を活用し、全ての地方公共団体によるマイナポータルへの接続を実現する。

また、令和4年度（2022年度）末を目指して、原則、全ての地方公共団体で、特に国民の利便性の向上に資する行政手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にする。

このため、全ての地方公共団体におけるマイナンバーカードを用いた子育て・介護等のオンライン手続が可能となるよう、システム改修等を支援する。

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン

① トータルデザインで目指す姿

品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、アーキテクチャ設計の在り方を根本から見直す。具体的には、「スマートフォンで60秒で手続が完結」「7日間で行政サービスを立ち上げられる」「民間並みのコスト」とともに、データの分散管理やセキュリティ、個人情報保護、災害等に対する強靱性を確保することも含め、国・地方公共団体・民間を通じたアーキテクチャの将来像を整理し、デジタル庁が中心となり、令和7年（2025年）を当面の実装ターゲットとして関係府省庁と連携して必要な制度・システムの両面から検討を進める。

行政サービスの将来像の検討に当たっては、利用者目線を徹底する必要がある。その上で、公金受取口座の登録を推進するなど、支援を必要とする方に手が差し伸べられ、迅速な支援が受けられる環境を整備し、官民それぞれが持つ情報と住民接点を最大限活かして住民に寄り添った支援を行うといった、デジタル社会における「デジタル・セーフティーネット」の仕組みの構築が求められる。また、手続を行う国民だけではなく、行政事務を担う職員の負担を軽減することも期待される。

あわせて、民間サービスも行政サービスのフロントエンドを担えるようにすることで、国民がより多様なUI・UXを選択できるようにするとともに、多様なサービスの新規参入を促し、民間が保有する自らのデータを活用できるようにすることにより、民間サービスと行政サービスとの一層の連携等を通じて民間サービスに新たな機会を提供しつつ、行政DXを官民共創で進めるエコシステムを創出することも重要となる。

トータルデザインの実現に向けて、こうした行政サービスとエコシステムの将来像を実現するようなアーキテクチャを設計する。

◆「デジタル田園都市国家構想基本方針」（2022年6月7日閣議決定）抜粋

第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

1. 取組方針

(2) デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備

②マイナンバーカードの普及推進・利活用拡大

第一に、「オンライン市役所サービス」の充実を図るため、2022 年度中には、引越手続のワンストップ化を実現するとともに、子育て・介護等の 31 手続におけるオンライン手続を、原則、全ての地方公共団体で行えることを目指す。また、居住する市町村をはじめ、様々な行政機関から各市民へのお知らせを的確にお届けできる仕組みの構築を進める。

◆「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(2022 年 6 月 7 日デジタル臨時行政調査会決定)

2. 見直しの基本的な考え方と取組方針

(4) 改革によって目指す効果

アナログ規制を横断的に見直すことで、様々な改革の効果が期待される。

第 1 に、徹底的にアナログ規制を見直し、デジタルの力を最大限発揮することで、経済成長に大きく寄与すると考えられる。例えば、中小企業が AI を導入することで、令和 7 年までに約 11 兆円の経済効果があるとの推計や、オンライン化等による行政手続コストの 20%削減により 1.3 兆円の経済効果があるという調査結果も出ている。¹1 このように、調査会が行うアナログ規制の横断的な見直しは、日本の成長戦略の大きな一つの柱になることが期待される。

1 2018 年 6 月、「規制改革推進会議行政手続部会資料」、2020 年 3 月、「経済産業省調査」

3. アナログ規制の見直し

(3) 規律全般

ii 先行事例の構築

(経済界要望等の先行事例の構築)

(2) 書面・対面の行政手続における書面による交付・通知の見直し

経済界要望等の多くを占める書面・対面の行政手続について、デジタル原則への適合に向けて、ルール・慣行の見直し、業務の DX、システム整備の一体的な取組を推進する。特に、エンドツーエンドでのデジタル完結を目指す観点から、申請等について、令和 7 年までに原則オンライン化する方針に加え、書面による交付・通知を行う手続の見直しも併せて進めるとともに、引き続き、地方公共団体等と事業者の間の手続のデジタル化、行政手続におけるキャッシュレス化を推進する。また、行政手続におけるオンライン化による効果の分析を継続的かつ低コストで実現する手法を検討する。

【取組方針】

- ① 2022 年度には、全市区町村においてマイナポータルを通じたオンラインによる転出届・転入予約を実現できるよう、マイナポータルを改修するとともに、市区町村のシステム改修等に対する支援を行う。
- ② デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022 年度末を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。

具体的には、以下の 31 手続を対象として、積極的・集中的にマイナポータルを活用したオンライン化を進める。

図表 2 対象手続一覧

子育て関係（15手続）※市区町村対象手続		
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	保育施設等の利用申込	高額介護(予防)サービス費の支給申請
児童手当等の額の改定の請求及び届出	保育施設等の現況届	介護保険負担限度額認定申請
氏名変更／住所変更等の届出	児童扶養手当の現況届の事前送信	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
受給事由消滅の届出	妊娠の届出	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
未支払の児童手当等の請求		住所移転後の要介護・要支援認定申請
児童手当に係る寄附の申出	介護関係（11手続）※市区町村対象手続	
児童手当に係る寄附変更等の申出	要介護・要支援認定の申請	被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	要介護・要支援更新認定の申請	罹災証明書の発行申請
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	要介護・要支援状態区分変更認定の申請	自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続
児童手当等の現況届	居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	自動車税環境性能割の申告納付
支給認定の申請	介護保険負担割合証の再交付申請	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
	被保険者証の再交付申請	自動車税住所変更届
		自動車の保管場所証明の申請

(注)「デジタル・ガバメント実行計画」(2020 年 12 月 25 日閣議決定)における「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定

- ③ さらに、上記以外の各種行政手続についても、重点計画の「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」の「V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」を踏まえ、積極的にオンライン化を進める。

(留意事項)

- ・電子申請の受付等に利用するシステムは、将来的にはマイナポータルの活用を前提に検討を進めることとするが、当面の間は、以下の役割分担を踏まえ、オンライン化を進める。

特に国民の利便性向上に資するオンライン化対象手続 (31 手続)	原則、マイナポータルの基盤を活用する。 (注 1) 被災者支援関係手続は、内閣府が整備するクラウド型被災者支援システムとマイナポータルとの連携による対応を想定 (注 2) 自動車保有関係手続は、警察庁・総務省・国土交通省が提供する自動車保有関係手続のワンストップサービスにより対応
その他上記対象手続以外の優先的にオンライン化を進めるべき手続	積極的にマイナポータルの基盤の活用を検討する。 既存の汎用的電子申請システムによる対応も可能とする。(ただし、新規の独自電子申請受付システムの導入は、地域における事情等によりマイナポータルの活用が困難な場合や他の政府方針等で決定している場合を除き、原則行わない。)

【国の主な支援策等】

- ① オンラインによる転出届・転入予約を実現できるよう、転出証明書の事前通知機能、マイナポータルを通じて提出された転出届の取込み機能等を追加するための住民記録システムの改修に要する経費について補助する。【総務省】
【2021 年度補正予算 国費 10/10 77.8 億円】

- ② 子育て・介護に関連する手続のオンライン申請の普及促進として、2020 年度に介護関連の手続、2021 年度に子育て関連手続について、マイナポータルびったりサービスにオンライン申請における標準様式を登録し、利用を開始している。【デジタル庁・関係省庁】

- ③ マイナポータルは、特に国民の利便性の向上に資する行政手続をオンラインで行う際に原則として利用されることを目指すものである。このため、2021 年 6 月に画面のデザインや構成、サービスの流れ等を抜本的に見直すなど UI/UX 改善を実施してきたところである。引き続き、利用者である国民や自治体の意見を聴きながら、UI/UX を徹底して見直す。【デジタル庁】

<マイナポータルの継続的改善に関する具体的な施策>

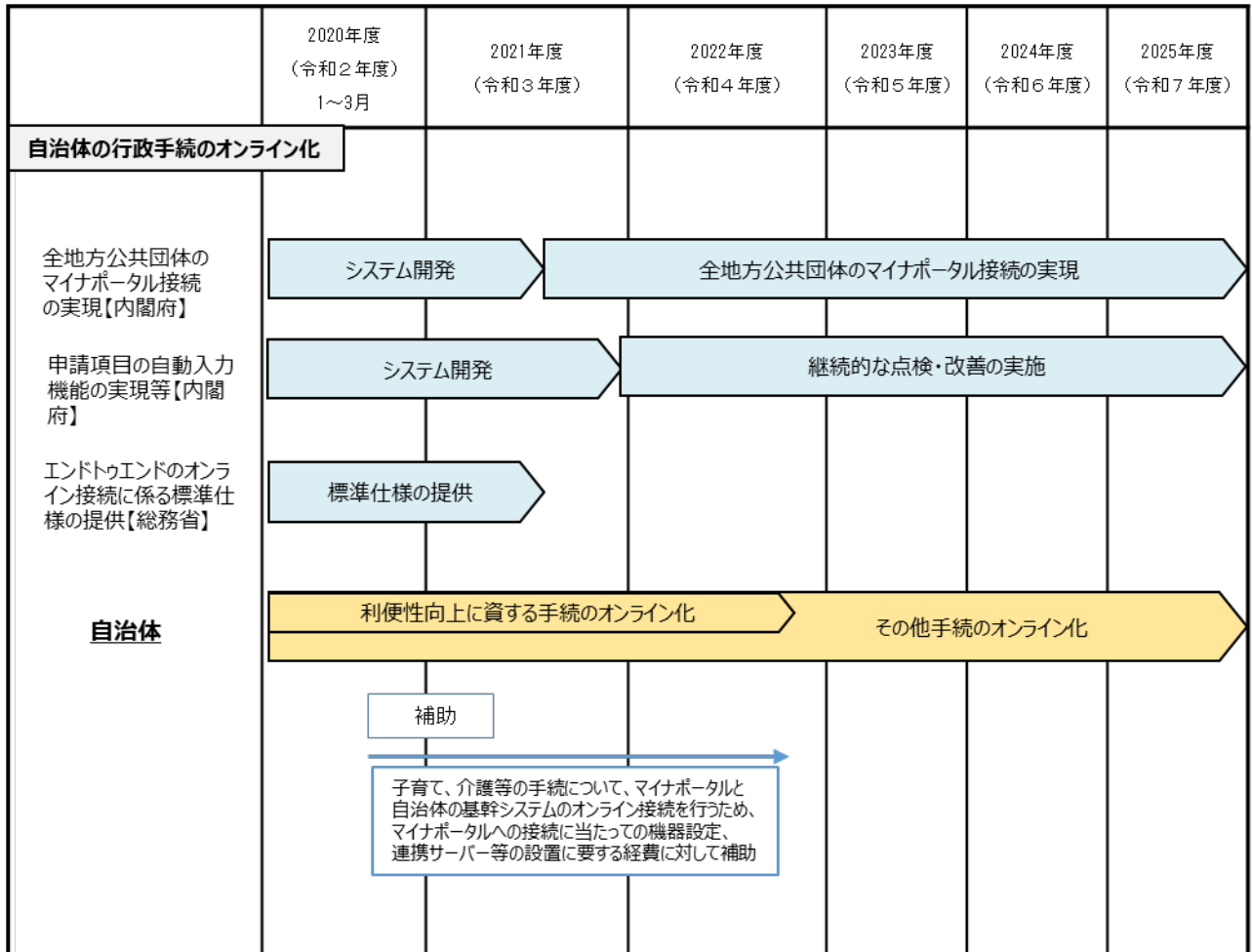
- ・対話型 UI の拡充や自動入力機能の実現、マイナポータルで閲覧できる情報の拡充など、UI/UX の継続的な改善を実施する。開発に当たっては、機能ごとにプロトタイプを開発・確認しつつ、アジャイル開発により改善を推進する。なお、パソコン、スマートフォン双方とも特性に応じた UI を実現する。
- ・提供するサービスの多様化と利用者数の増加に対応して、安定してサービス

の提供を行えるよう、運用体制の強化や連携するサービス間の効率化など必要な対応を実施する。

- ④ マイナポータル API 仕様公開サイト (<https://myna.go.jp/html/api/index.html>) において「電子申請等 API」を入手できるようにしている。【デジタル庁】
- ⑤ 自治体の基幹システムとぴったりサービスとのエンドトゥエンド接続の標準仕様を示した「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築等に関する標準仕様書」を 2021 年 9 月に作成し、市区町村に提供している。【総務省】
- ⑥ 準拠すべき法律等を踏まえ、自治体における行政手続のオンライン化の取組方針を示した上で、自治体内で推進体制を構築し、システムを導入し、運用を開始するまでの手順を示した「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第 1.0 版】」を 2021 年 7 月に示している。本手順書について、2022 年 3 月の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において、双方向通信が可能となった（マイナンバー利用事務系の申請管理システムから直接、手続の申請処理状況の登録が可能になった）ことを追記するほか、ガバメントクラウドが提供する共通機能の標準仕様等を踏まえ改定することとしている。【総務省】
- ⑦ 各自治体において、子育て、介護等の手続について、マイナポータルと自治体の基幹システムのオンライン接続を行うため、マイナポータルへの接続に当たっての機器設定、連携サーバー等の設置に要する経費に対して補助する。【総務省】
【2020 年度第 3 次補正予算 国費 1/2 249.9 億円（基金）、同事業に係る地方負担には普通交付税措置 ※いずれも 2022 年度まで】
上記以外の共同オンライン申請システム導入経費については、所要の財政措置（特別交付税（措置率 0.5））を講じる。
- ⑧ クラウドを利用した被災者支援のための仕組みを構築する市区町村が共同で利用できるクラウド上で住民情報を始めとする被災者関係情報を活用し、当該情報同士を連携させることにより、被災者支援のための活動を効率化する仕組みについて、2022 年度から市区町村に展開する。また、この仕組みを利用して、マイナンバーカードを活用した罹災証明書の電子申請やコンビニエンスストア等における交付を可能とするとともに、個別避難計画の作成などデジタル化を推進する。【内閣府】

【主な取組スケジュール】

図表 3 自治体の行政手続のオンライン化のスケジュール



※「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて」（2020年12月11日）を基に作成

(4) 自治体の AI・RPA の利用推進

2021年12月末時点の調査¹⁷において、AIについては、672団体が導入済みであり、導入割合は都道府県、指定都市が100%、その他の市区町村が35%となっている。RPAについては、557団体が導入済みであり、導入割合は都道府県が91%、指定都市が95%、その他の市区町村が29%となっている。AI・RPAのいずれも導入している団体は、450団体であり、人口規模の大きな団体のみならず、規模の小さな団体においても導入が進んでいる。

(留意事項)

- ・自治体の定型的な業務の効率化については、業務プロセスの見直しや情報システ

¹⁷ 総務省：2021年度「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」

ムの標準化・共通化など、根本的な対応策を検討し、その上で RPA の利用による自動化を行うことが有効である。

【取組方針】

自治体は国の作成する AI・RPA 導入ガイドブックを参考に、AI や RPA の導入・活用を進める。また、こうした最先端の技術の導入については、データの集積による機能の向上や導入費用の負担軽減の観点から、複数団体による共同利用を検討する。都道府県は AI・RPA を含めたデジタル技術の市区町村のニーズを踏まえ、共同利用を支援する。

【国の主な支援策等】

- ① 業務効率化効果大きい、基幹系システムと連携した AI 活用サービスの導入手順や留意事項等を含む、AI 導入ガイドブック改訂版について、自治体に共有する。【総務省】
- ② RPA を導入する際の検討の進め方や、導入対象業務の選定の方法、取組事例などを盛り込んだ、RPA 導入ガイドブック（2021 年 1 月策定）を自治体に共有する。【総務省】
- ③ AI の利活用を中心に、各自治体における最新の取組事例について、総務省で情報収集を行い、「自治体 DX 推進手順書 参考事例集」を充実化する。【総務省】
- ④ 2022 年度の AI・RPA 導入に関する経費については、情報システムの標準化・共通化を行う 20 業務を除き、所要の財政措置（特別交付税（措置率 0.3））を講ずることとし、都道府県、市町村が協定の締結等をした上で共同調達を行う場合には財政措置を拡充（特別交付税（措置率 0.5））する。【総務省】

(5)テレワークの推進¹⁸

- ◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022 年 6 月 7 日閣議決定）抜粋

¹⁸「テレワーク」とは、職員が所属する組織の所在場所（オフィス）から離れたところにおいて、通信ネットワーク及び ICT 機器を活用して業務に従事することをいう。具体的には、「在宅勤務」「サテライトオフィス勤務」「モバイルワーク」の 3 つの形態がある。

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

6. デジタル社会のライフスタイル・人材

(1) ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換

新たなライフスタイルへの転換に関する具体的な施策

①テレワークの推進

働く時間や場所を柔軟に活用できる働き方であるテレワークは、働き方を変えるだけでなく、人々の日常生活における時間の使い方に大きな変化をもたらすものであり、その更なる導入・定着は不可欠である。そのためには、使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる良質なテレワークを推進していくことが必要である。

テレワークは、ICT を活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札でもある。また、ICT の活用により業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が期待されるとともに、重大な感染症や災害発生時には、行政機能を維持するための有効な手段となる。

自治体におけるテレワークの導入状況は、総務省の調査¹⁹によれば、2021 年 10 月 1 日現在で、都道府県・政令市では 100%、市区町村では 49.3%となっており、年々増加傾向にあるものの、特に小規模団体における導入が課題となっている。

今後も、本計画に基づく自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化の推進過程も捉えつつ、引き続き、デジタル化時代の業務運営に対応する自治体のテレワークを推進していく必要がある。

【取組方針】

自治体は、国が提供する「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」（令和3年4月）や「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和4年3月）等を参考に、在宅勤務だけでなく、サテライトオフィス勤務やモバイルワークも含め、テレワーク導入・活用に積極的に取り組む。また、自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化による業務見直し等の進捗に合わせ、テレワーク対象業務の拡大に取り組む。

¹⁹ 総務省：2021 年度「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査」

【国の主な支援策等】

- ① J-LIS（地方公共団体情報システム機構）及び IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）が共同で、自治体職員が自宅の PC から自治体庁内にある LGWAN 接続系の PC へのリモートアクセスを可能とする機能を提供し、LGWAN を活用した自治体におけるテレワークの試行事業を実施する。令和 3 年度までに行った実証実験による実証結果を広く公開する。【総務省】
- ② 小規模団体における導入が引き続き課題となっていることを踏まえ、テレワークを積極的に活用している小規模団体における好事例を収集し、横展開を行う。【総務省】
- ③ テレワーク・ワンストップサポート事業として、総務省・厚生労働省により「テレワークマネージャー」²⁰による相談支援を提供する。【総務省・厚生労働省】
- ④ テレワークの導入に要する経費について所要の財政措置（特別交付税（措置率 0.5））を講ずる。【総務省】

(6)セキュリティ対策の徹底

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022 年 6 月 7 日閣議決定）抜粋

第 6 デジタル社会の実現に向けた施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン

② 実現に向けた技術及び制度の検討

インフラの検討に当たっては、「三層の対策」の抜本的な見直しを含め、ガバメントクラウドの活用を前提とした新たなセキュリティ対策の在り方について、常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャの採用も見据えながら、政府における実証研究を含めた技術的検討及び各地方公共団体の取組状況を踏まえて、国・地方を通じたネットワーク環境と統合的に検討を進める。

5. デジタル社会を支えるシステム・技術

(2) 地方の情報システムの刷新

② 非機能要件の拡充

²⁰ テレワーク導入を検討する企業や自治体等に対し、専門家が無料で相談対応するもの（システムや情報セキュリティなど、主に ICT 面でのアドバイスを実施）

標準非機能要件（セキュリティを含む。）については、先行事業での検証を踏まえて、令和4年（2022年）夏を目途に、必要に応じて拡充する。

このうちセキュリティについては、地方公共団体の業務システムの統一・標準化の取組を踏まえ、ガバメントクラウドの活用を前提とした新たなセキュリティ対策の在り方について検討を行う。

具体的には、デジタル庁及び総務省は、令和4年（2022年）の夏を目途に、標準化基準の作成と併せて、地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策の方針を決定する。セキュリティ対策の方針においては、国・地方公共団体・クラウド事業者・アプリケーション提供事業者等の責任分界等について、先行事業での検証を踏まえて、具体化を進める。

【取組方針】

総務省とデジタル庁が示す地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策の方針を踏まえ、ガバメントクラウドの活用に向けて、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む。

【国の主な支援策等】

- ① 地方公共団体の業務システムの統一・標準化の取組を踏まえ、ガバメントクラウドの活用を前提とした新たなセキュリティ対策の在り方について検討を行い、地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策の方針を示す。【総務省・デジタル庁】
- ② 「三層の対策」の抜本的な見直しを含め、ガバメントクラウドの活用を前提とした新たなセキュリティ対策の在り方について、常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャの採用も見据えながら、政府における実証研究を含めた技術的検討及び各地方公共団体の取組状況を踏まえて、国・地方を通じたネットワーク環境と統合的に検討を進める。【総務省・デジタル庁】

3.2 自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組

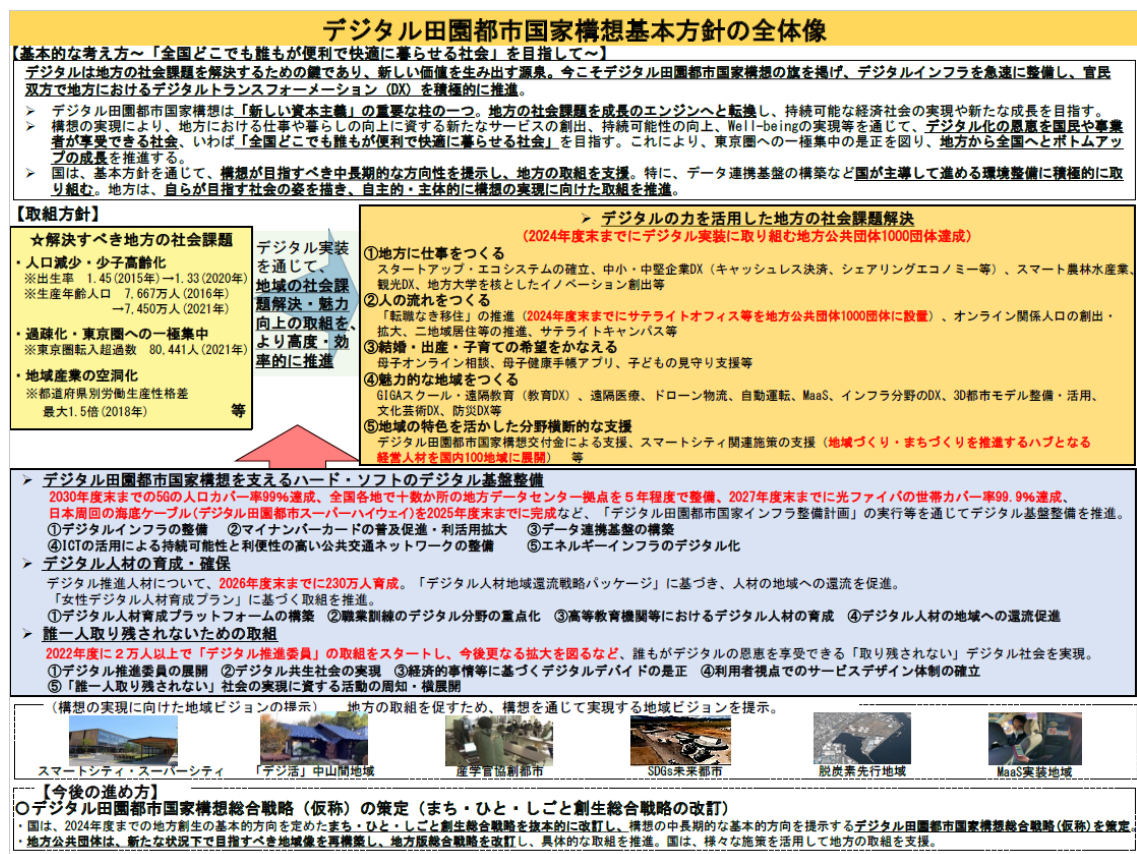
(1) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

【取組方針】

「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）（以下「基本方針」という。）においては、「国は、デジタル田園都市国家構想が目指すべき中長期的な方向性について達成すべき目標と併せて示すとともに、地方の自主的・主体的な取組を様々な施策を通じて支援する。また、データ連携基盤の構築など国が主導して取り組むべき事項について積極的に推進する」こととされている。

一方、「地方においては、地方公共団体を中心とした地域それぞれが十分議論した上で、自らの地域が目指すべき理想像を描き、そこに向けた地方活性化の取組を進めていくことが求められる。また、国の示した方向性を踏まえ、必要に応じて広域連携を図りながら、自主的・主体的な取組を推進する」こととされている。

また、基本方針では、その取組の前提として、「構想の実現に向けては、都市と地方双方の生活の質の向上を図り、生活者の目線、ユーザーの目線を大切に、高齢者、障害者、外国人及び子どもも含め、多様な住民の暮らしを巻き込みながら、その暮らしが本当に向上しているのかどうか、Well-beingの視点を大切にした取組を進めていくことが重要」とされ、各自治体においては、デジタル技術を活用してどのように住民サービスを提供するのか、どのようにまちづくりを進めていくのかをデザインする視点が求められる。



更に、基本方針においては、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組方針の一つとして、「デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備」が掲げられているところであり、光ファイバーの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入等情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する。

また、地域の創意工夫を活かした各自治体の自主的・主体的なデジタル実装の取組を促進するため、各自治体の事業担当部局が地域社会のデジタル化に係る事業を検討・実施する際に参考となるよう、地域活性化、医療・健康・福祉（PHR²¹を含む）、環境、交通、ローカル5Gなど幅広い分野の事業に係る事例集を作成し、各団体に周知する。

その際、単に他団体の事業をそのまま模倣して導入するのではなく、各団体それぞれの地域課題に応じたデジタル実装の取組を推進していくことが重要であるため、各団体が取組に至った経緯・課題認識や、同様の取組を検討する他団体へのアドバイス等も含めて情報収集を行い、横展開する。

地域デジタル社会形成に向け想定される取組（例）

- デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援
- 地域におけるデジタル人材の確保・育成
- 条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化
- デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進
- デジタル技術を活用した安心・安全の確保
- 中小企業のデジタル・トランスフォーメーション支援

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022年6月7日閣議決定）抜粋

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

（4）マイナンバーカードの普及及び利用の推進

令和4年度（2022年度）末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に

²¹ Personal Health Record

行き渡ることを目指す。そのため、次の取組のほか、例えば新型コロナウイルスの接種会場など、住民が集まる場所での市町村による申請受付等の取組の促進、消費喚起やキャッシュレス決済サービスの利用拡大等を図るマイナポイント、地域独自の給付施策をオンライン手続で簡単・迅速に推進できる自治体マイナポイント等により、マイナンバーカードの普及促進を図る。

2. 暮らしのデジタル化

(2) 準公共分野のデジタル化の推進

① 健康・医療・介護

ア データヘルス改革の推進等

「データヘルス改革に関する工程表について」に記載された「自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備」「医療・介護分野での情報利活用の推進」等の取組を着実に進める。

具体的には、以下の施策等に取り組む。

- ・ マイナポータルを活用した自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みについて、健診・検診情報、レセプト・処方箋情報については自治体検診（令和4年度（2022年度）早期～）、学校健診（令和4年度（2022年度）以降早期～）、事業主健診（40歳未満）（令和5年度（2023年度）～）、電子処方箋情報（令和5年（2023年）1月頃～）、手術等の医療情報（令和4年（2022年）夏～）、等に対象となる情報を拡大するため、必要な法制上の対応やシステム改修を行う。電子カルテ・介護情報については、技術的・実務的課題等を踏まえてその実現に向けた検討を行う。
- ・ 民間PHRサービスの利活用の促進について、令和3年（2021年）4月に取りまとめた「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を普及し、その遵守を求めるとともに、民間PHR事業者による団体の設立を支援し、官民連携によって、より高いサービス水準を目指すガイドラインを、令和5年（2023年）末を目標に策定する。また、当該ガイドラインの遵守状況を認定する仕組みなどが整備されるよう、必要な支援を行う。

<施策集>

[No. 5－2] マイナポイント施策の推進

マイナポイントのノウハウを有効活用し、令和3年度（2021年度）に実施したモデル事業の成果を踏まえ、全国の地方公共団体が独自の給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に実施できる自治体マイナポイントの基盤を整備し提供することを目指す。

[No. 6－2] 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現

- ・ 個人に関する健康・医療・介護等データ（PHR：Personal Health Record）は、医療機関・事業者等で閉じて利用されているため、本人が蓄積・利活用（他者への提供を含む。）することが困難な状況。平成28年度（2016年度）から平成30年度（2018年度）までPHRを活用した具体的なサービスモデルの構築に向けた4つの研究事業及び分野横断的にPHRを収集・活用する情報連携技術モデルの構築に向けた2つの研究事業を実施。令和元年度（2019年度）以降においては、当該研究事業の成果を踏まえて、厚生労働省及び経済産業省とともに民間事業者に必要なルールの在り方等を検討。
- ・ 令和4年度（2022年度）においても、引き続き、上記の民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、PHRサービスの普及展開を図っていく。
- ・ このような取組により、国民の疾病等の予防、健康づくりの推進等に貢献。

◆ 「デジタル田園都市国家構想基本方針」（2022年6月7日閣議決定）抜粋

2. デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備

（2）マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大

（g）自治体マイナポイントの全国展開

- ・ 地域独自のポイント給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に実施できる自治体マイナポイントの基盤を整備し、全国展開を推進する。

ポイントの受取を各自治体の住民に限定することや、年齢・所得・子育て世帯など施策目的に応じて対象を限定すること、給付額・期間を設定することなどにより、各自治体独自のポイント給付施策を効果的に実施できる「自治体マイナポイント事業」を推進することにより、キャッシュレス決済の利用促進や地域の消費喚起、地域経済の活性化を推進する。

【国の主な支援策等】

- ① 地方財政計画に歳出項目として「地域デジタル社会推進費」を計上し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する。【総務省】
【事業期間】 2021・2022 年度
【事業費】 各年度 2,000 億円
(うち、道府県分 800 億円程度、市町村分 1,200 億円程度)
- ② 2021 年 12 月に取りまとめた「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」について、事例の追加や、取組に至った経緯や課題認識、住民からの声、同様の取組を検討する他団体へのアドバイスの追記等の事例の深掘りを行うなど充実化した上で横展開を行い、各自治体におけるデジタル実装の取組を推進する。【総務省】
- ③ 地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金を新たに「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置づけ、デジタル田園都市国家構想による地方の活性化に向けた支援を進める。【内閣府】
- ④ [再掲] 地域独自のポイント給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に実施できる自治体マイナポイントの基盤を整備し、全国展開を推進する。【総務省】

(2) デジタルデバйд対策

◆ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2022 年 6 月 7 日閣議決定) 抜粋

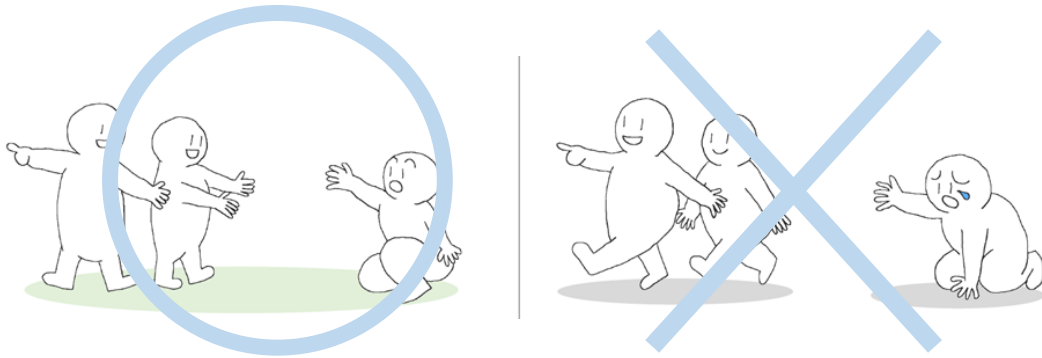
第2 デジタルにより目指す社会の姿

4. 誰一人取り残されないデジタル社会

我が国においては、少子高齢化、人生 100 年時代（高齢者の再活躍等）、男女共同参画（女性の活躍）、様々な障害者への理解促進、在留外国人の増加等を背景に様々な課題が存在する一方、近年、5G、IoT、AI 技術等のデジタル技術が進展し、データのメディア変換も容易になり、自分に合ったスタイル（音声、視線の動き等）でデジタル機器・サービスが利用可能となる等、従来できないと諦めていたことが可能な時代になってきている。

このような状況も踏まえ、地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指す。

誰もがデジタル化の恩恵の置いてきぼりにならないよう、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指す。



このような社会を実現するには、利用者視点を第一に、デジタル機器・サービスの開発検討段階からサービスデザイン思考で対応し、様々な選択肢を用意することが必要であり、まず、国が地方公共団体等と連携し、率先して取り組む。

また、このような社会は行政機関だけでは実現できないことを国民全体で共有し、例えば、官民のオープンデータ化を一層推進し、国民参加型のオープンガバメントや、地域住民等が官民のオープンデータを活用して地域課題の解決を図る「シビックテック」等を推進することにより、国、地方公共団体、企業・団体、住民等が各々の立場で相互に協力し、「皆で支え合うデジタル共生社会」を官民挙げて構築していくこととする。

(中略)

SNS 等による誹謗(ひぼう)中傷や社会の分断化等、デジタルの負の側面への対応としては、事業者による削除等の自主的な取組を原則としつつ、情報モラルに関する教育や啓発活動、被害者のためのアフターケアの強化等、負の側面の影響を最小化する施策を総合的に展開することが必要である。

また、デジタル社会における情報リテラシー、人権・プライバシー・アイデンティティ等に係る意識改革に向け、デジタル・インテリジェンス に関する国際的な取組も参考に、民間団体等の活動も支援しつつ、国や地方公共団体においてもその普及啓発を促進していく必要がある。

以上のような総合的な取組は、「心豊かな暮らし」(Well-being)や「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)の実現に寄与するものであり、その実効性確保の観点から、デジタル化による利便性向上や利活用の実態等をできる限り可視化することが重要である。

特に、国や地方公共団体等の取組については、EBPM の考え方に基づき、定量的な費用対効果の測定方法等を検討し、適時適切に不断の見直しを行いつつ、実効性を確保していく必要がある。

第4 デジタル社会の実現に向けての理念・原則

1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現

③ 皆で支え合うデジタル共生社会の実現

高齢者等が、身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境作りを推進する「デジタル活用支援」事業に重点的に取り組み、これまでのデジタル活用支援による全国の携帯ショップや地域の ICT 企業、社会福祉協議会、シルバー人材センター、公民館等での講習会等の実施の成果を踏まえつつ、更なる質・量の向上を図り、地方公共団体や教育機関等とも密接に連携し、地域のサポート体制を確立し、幅広い取組を国民運動として促進するとともに、このような取組を定着させるための方策を検討する。また、障害者に対するデジタル機器の紹介・貸出・利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点（サポートセンター）の設置や、サピエ などの障害者がアクセスしやすいネットワークを通じたサービスの利活用、デジタル機器の操作支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣などの取組を支援する。さらに、これらも含め、関係省庁や地方公共団体・関連団体、ボランティア団体等と連携し、デジタルに不慣れな方をサポートするため、国民運動として、「デジタル推進委員」の取組を令和4年度（2022年度）に2万人以上でスタートし、今後、全国津々浦々に展開できるよう、更なる拡大を図る。なお、このような取組の推進に当たっては、関係機関・団体との効果的な連携等も含め、ニーズに応じたきめ細やかなサポートの充実を図るための方策等について、引き続き総合的に検討していく。

◆「デジタル田園都市国家構想基本方針」（2022年6月7日閣議決定）抜粋

（2）デジタル活用に不安のある人への支援

【具体的取組】

（a）デジタル推進委員の展開

- ・ 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、総務省、厚生労働省等の関係省庁、地方公共団体・関連団体、ボランティア団体等と連携の上、デジタルに不慣れな方をサポートするため、国民運動として、「デジタル推進委員」の取組を2022年度に2万人以上でスタートし、今後、「デジタル推進委員」を全国津々

浦々に展開できるよう、更なる拡大を図る。

(b) 高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進

- ・ 高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、オンラインによる行政手続などスマートフォンの利用方法に関する講習会を 2021 年度から全国の携帯ショップ等で実施している。2021～2025 年度の 5 年間での実施を想定し、2022 年度以降は携帯ショップがない市町村を念頭に講師派遣も開始する予定である。また、地方公共団体による地域におけるきめ細かなデジタル活用支援の取組を促進する。

【取組方針】

オンラインによる行政手続等のスマートフォンの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにする「デジタル活用支援」事業の周知等の利用の促進を行うとともに、NPO や地域おこし協力隊等の地域の幅広い関係者と連携し、講座の開催やアウトリーチ型の相談対応など地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援を実施する。

【国の主な支援策等】

- ① デジタル活用に関する理解やスキルが十分でない高齢者等に対して、オンラインによる行政手続等のスマートフォンの利用方法に関する助言・相談等の対応を行う事業者に対して補助等を実施する。2022 年度以降は携帯ショップがない市町村を念頭に講師派遣も実施する。【総務省】

【2021 年度補正 3.3 億円】

【2022 年度当初 16.7 億円】

※ 上記支援に当たっては、事業者と自治体が連携して地域の実情等を踏まえた効果的な事業が行われるよう、国は事業者に対して自治体との連携について働きかける。

- ② 「再掲」地方財政計画に歳出項目として「地域デジタル社会推進費」を計上し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する。【総務省】

【事業期間】 2021・2022 年度

【事業費】 各年度 2,000 億円

(うち、道府県分 800 億円程度、市町村分 1,200 億円程度)

(3) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

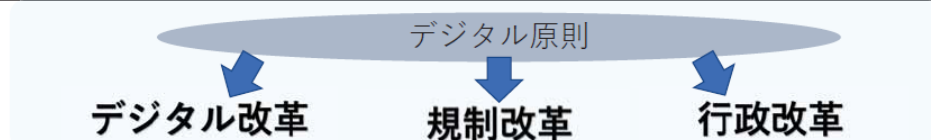
【取組方針】

政府においては、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進するため、2021年11月に内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」（以下「調査会」という。）が創設された。

調査会では、構造改革に通底する5つの原則（①デジタル完結・自動化原則②アジャイルガバナンス原則③官民連携原則④相互運用性確保原則⑤共通基盤利用原則）からなる「構造改革のためのデジタル原則」を共通の指針として2021年12月に策定し、このデジタル原則に沿って、4万以上の法令等を対象にアナログ規制を横断的に見直し、3年間で規制・制度のデジタル原則への適合の実現を目指している。

デジタル臨時行政調査会について

- 「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現。
- 全ての改革（デジタル改革、規制改革、行政改革）に通底する「デジタル原則」を共通の指針として策定。
- デジタル原則の下、法律、行政組織、デジタル基盤等の経済社会制度を構成する重要な要素を早急に作り直す（＝「新しい資本主義」を実現するための構造改革）。



【構成員】

【会長】内閣総理大臣 【副会長】デジタル大臣、内閣官房長官

【構成員】

- ・ 総務大臣
- ・ 財務大臣
- ・ 経済産業大臣

（有識者）

- ・ 金丸 恭文（フューチャー株式会社 代表取締役会長兼社長）
- ・ 穴戸 常寿（東京大学大学院法学政治学研究科 教授）
- ・ 高島 宗一郎（福岡市長）
- ・ 綱川 明美（株式会社ピースボーク 代表取締役社長）
- ・ 十倉 雅和（日本経済団体連合会 会長）
- ・ 夏野 剛（株式会社KADOKAWA 代表取締役社長）
- ・ 南場 智子（株式会社ディー・エヌ・エー 代表取締役会長）
- ・ 村井 純（慶応義塾大学 教授）

【これまでの開催実績】

- ・ 令和3年11月16日 デジタル臨時行政調査会（第1回）
：「デジタル臨時行政調査会における論点（案）」等を審議
- ・ 令和3年12月22日 デジタル臨時行政調査会（第2回）
：「デジタル原則（案）」等を審議
- ・ 令和4年3月30日 デジタル臨時行政調査会（第3回）
：デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直しの進捗と課題について議論
- ・ 令和4年6月3日 デジタル臨時行政調査会（第4回）
：「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（案）」を審議

【事務局】

- ・ デジタル庁（デジタル臨時行政調査会事務局）

(構造改革のためのデジタル原則)

第7層 新たな価値の創出		改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)
アーキテクチャ		構造改革のためのデジタル原則
第6層 業務改革・BPR／組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること 国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的な対応を進めること。
第5層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ		

代表的なアナログ規制として、目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪問覧・縦覧規制の7項目の規制を取り上げ、現場のデジタル化を阻害する規制・制度の見直しを進めることで、デジタル技術の活用による現場の人手不足の解消や生産性の向上、新たな産業の創出による経済成長への寄与、日本社会のデジタル・トランスフォーメーションの進展が期待される。

これらの7項目に関して、法律・政令・省令について調査したところ、約5,000条項の規制（令和3年（2021年）12月時点）が点検対象に該当し、それらの規制の点検・見直し方針を含む「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を取りまとめた。各府省庁は、一括見直しプランに基づき、集中改革期間（令和4年（2022年）7月から令和7年（2025年）6月までの3年間）において、調査会事務局と連携し、規制・制度の見直し等を行うこととされている。

国の法令と同様、各地方公共団体で定める条例・規則等においても、アナログ規制が存在すると考えられる。特に、我が国において、福祉、消防、道路・河川等のインフラ整備など、国民生活に密接に関連する行政サービスの多くは、地方公共団体が実施していることを踏まえると、より多くの国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを享受し、成長を実感するためには、全国の地方公共団体における

デジタル化の取組が不可欠であると考えられることから、各地方公共団体が、国におけるデジタル化の取組と協調し、自主的な取組を推進していけるよう、調査会としてもマニュアル等の公表などにより各地方公共団体の取組を支援することとされている。

各地方公共団体においては、今後、調査会が公表するマニュアル等や国における取組状況を参考にしながら、条例・規則等の点検・見直しを実施することが望ましい。

なお、上記の他、調査会においては経済界から寄せられた要望等を踏まえ、書面・対面の行政手続（書面による交付・通知を行う手続を含む。）の見直しについて検討しており、地方公共団体においても適切に対応することが求められる。

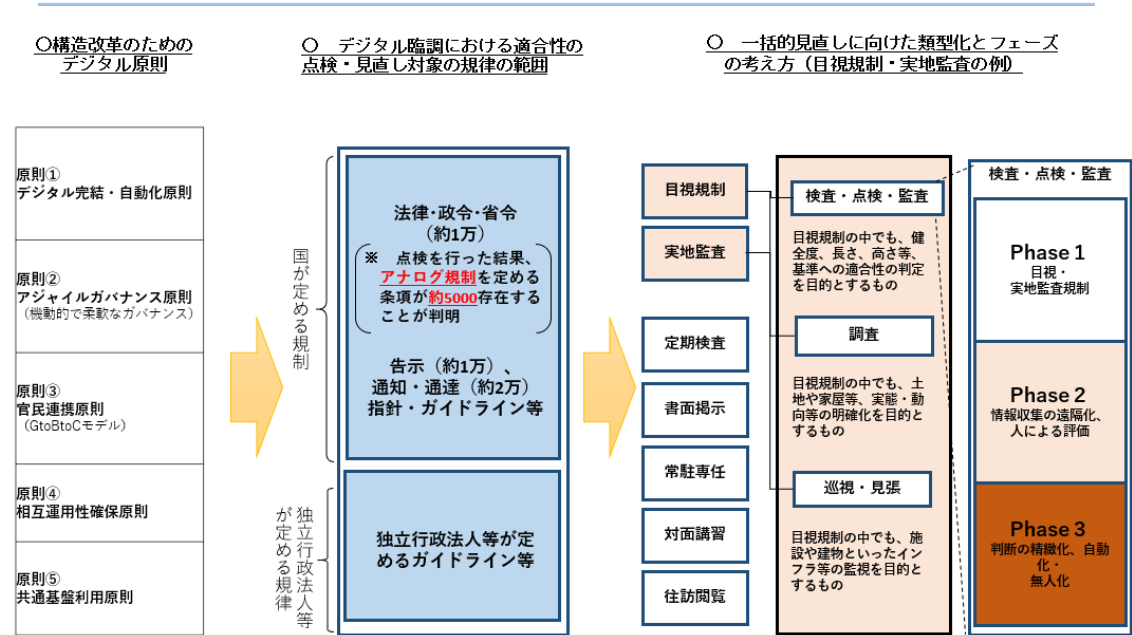
【国の主な支援策等】

○ 調査会における国の法令等の点検・見直し作業の状況を踏まえ、令和4年12月末までに、以下の内容を含む地方公共団体向けのマニュアル等を作成・公表し、地方公共団体による自主的な取組を支援する予定である。

- ・ デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直しに関する手順案（マニュアル）
- ・ 先進的な取組事例の紹介
- ・ 国の法令等の点検・見直しの概要

【デジタル庁】

デジタル原則に照らした規制の点検・見直し作業



※ 地方公共団体が定める規制(条例等)については、マニュアルや先行事例の提示等を通じて、地方公共団体による見直しを支援

地方公共団体における取組の支援

考え方

- 我が国において、福祉、消防、道路・河川等のインフラの整備など、**国民生活に密接に関連する行政サービスの多くは、地方公共団体が実施**

⇒ より多くの国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを享受し、成長を実感するためには、全国の地方公共団体におけるデジタル化（規制改革・行政改革）の取組が不可欠

- 各地方公共団体が、**国におけるデジタル化の取組と協調し、自主的な取組を推進していけるよう、デジタル臨調としても支援する必要**

具体化

- デジタル臨調における国の法令等の点検・見直し作業の状況を踏まえ、令和4年12月末までに、以下の内容を含む**地方公共団体向けのマニュアル等を公表**
 - ・ デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直しに関する手順案（マニュアル）
 - ・ 先進的な取組事例の紹介
 - ・ 国の法令等の点検・見直しの概要
- 上記について、**地方公共団体に周知し、自主的な取組を一層推進**するため、公表と併せて、地方六団体に対して趣旨の説明や地方公共団体の担当者向けのオンライン説明会を実施
- 公表後、地方公共団体に対してアンケートを実施し、**取組状況や取組の支障となっている課題について聴取する**とともに、必要に応じ助言

3.3 各団体において必要に応じ実施を検討する取組

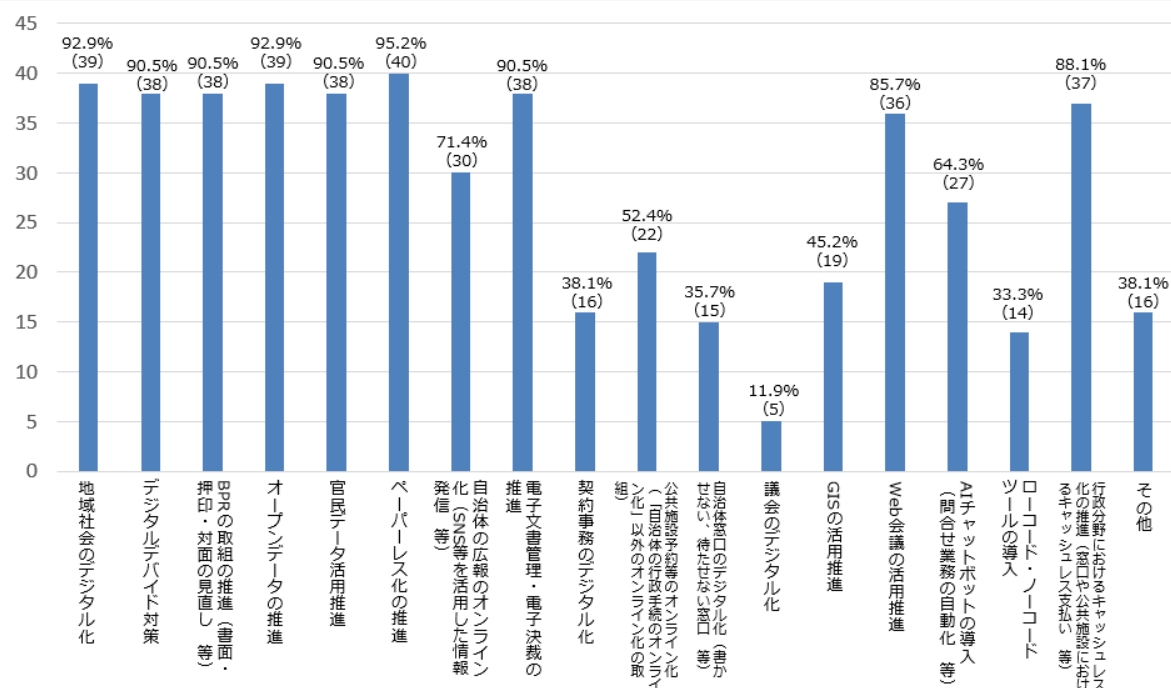
各自治体において、重点取組事項以外の事項についても、DXを推進するための全体的な方針に位置づけて取組が進められている。

全体方針を策定している各自治体における重点取組事項以外の取組内容の状況については、以下の通りであり、BPRの取組、オープンデータ、ペーパーレス化、キャッシュレス化の推進などは多くの自治体で取り組まれている。

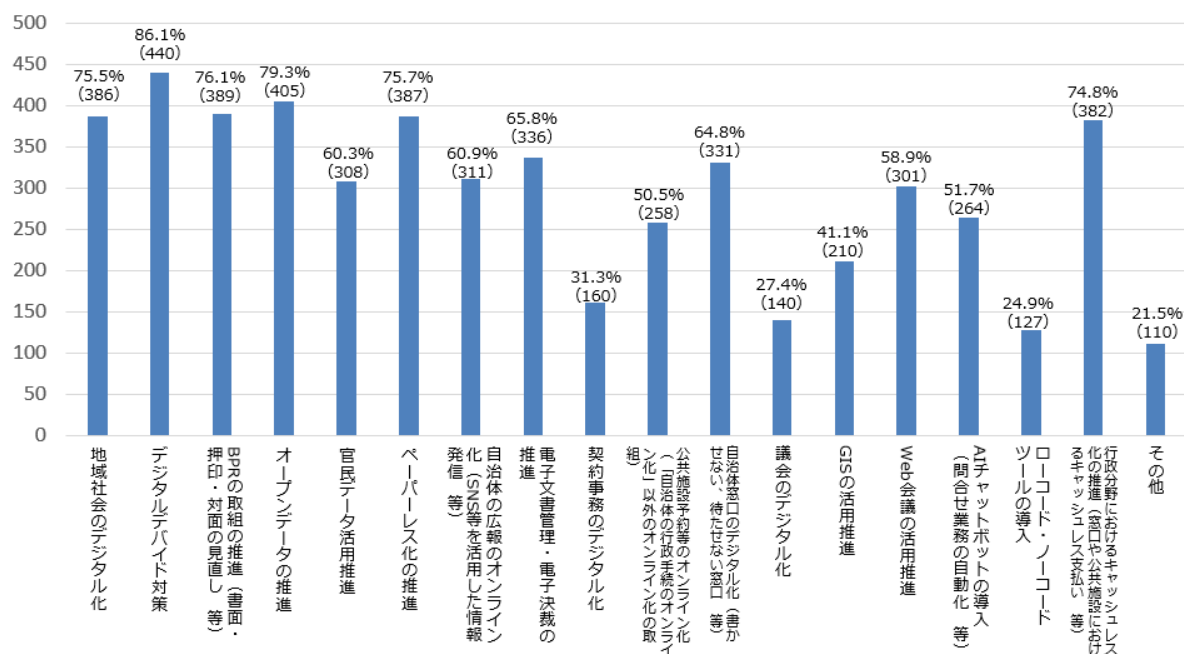
自治体DXの取組は、地域の実情や課題、住民ニーズに応じ、自主的・主体的に取り組まれるべきものであり、単に他団体の事業をそのまま模倣して導入するのではなく、他団体の取組も参考にしつつ、どのような取組が自団体において必要か積極的に検討していただきたい。

【各自治体における重点取組事項以外の取組内容の状況】

○ 回答のあった42都道府県について、DXを推進するための「全体方針」において掲げられている取組事項は以下のとおり（複数回答可）



○ 回答のあった511市区町村について、DXを推進するための「全体方針」において掲げられている取組事項は以下のとおり（複数回答可）



以下、各事項の重点計画等における方向性を記載するので、取組の参考とされたい。

(1)BPR の取組の徹底

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022 年 6 月 7 日閣議決定）抜粋

第 4 デジタル社会の実現に向けての理念・原則

3. BPR と規制改革の必要性

デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む必要がある（業務改革（BPR）の徹底・システム改革の推進について、以下を参照。）。

また、デジタル改革と規制改革はいわば「コインの裏表」の関係にあり、デジタル化の効果を最大限発揮するため、規制の見直しも併せて行う必要がある。

業務改革（BPR）の徹底・システム改革の推進

制度や行政手続の存在を前提とし、そのデジタル化自体が目的化すると、本来目指している「利用者の利便性向上」が二の次とされてしまうおそれがある。我が国においても、過去に、国の全行政手続のオンライン化が目的化したことで、そもそも年間利用件数が 0 件の手続のオンライン化や費用対効果の見合わない情報システムの整備を行い、結局、利用者の利便性向上や行政の効率化という成果が十分得られなかった。利用者中心の行政サービスを実現する上で、デジタル化は目的ではなく、あくまでも手段と認識することが重要である。

こうした観点から、情報システムの整備に当たっては、業務改革（BPR）及び制度そのものの見直しに取り組む。具体的には、各府省庁は、利用者から見たエンドユーザーで事実を詳細に把握した上で、行政サービスの利用者と行政機関間のフロント部分だけでなく、行政機関内のバックオフィスも含めたプロセスの再設計を行い、各業務において、利用者がサービスを受ける際の最適な手法について検討を行う。その際、どのようなツールが使えるかという発想ではなく、情報システム整備方針に定めるサービス設計 12 箇条に基づき、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討する。また、利用者視点の欠如、現状を改変不能なものとする姿勢、慣習への無意識な追従などの「意識の壁」についても取り払っていくことを心掛ける。

また、情報システムの整備はゴールではなく、国民や事業者に利用されるととも

に、取得した情報が行政で高度に活用されてこそ初めて意味がある。情報システムの性質や目的に応じた利用者視点の KPI を設定した上で、行政サービス改革に取り組む。その際には、利用者からのフィードバックを随時受け入れながら、スピード感を持ってサービス改善が行われるサイクルを確立し、行政サービス改善に向けた不断の取組を進める。

(2) オープンデータの推進・官民データ活用の推進

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022 年 6 月 7 日閣議決定）抜粋

第5 デジタル化の基本戦略

5. 包括的データ戦略の推進

包括的データ戦略に関する具体的な施策

⑥ オープンデータの推進

データ利活用の重要性が急速に増大する中で、ベース・レジストリやその他の基盤となるデータ等が経済社会活動に与える意義や、社会におけるデータに関する考え方が変化し、データのマネジメントやライフサイクルを大きく変えていく必要が増大している。また、公共データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようにするオープンデータの取組は、行政の高度化・効率化・透明性向上とともに、民間における創意工夫を生かした多様なサービスの迅速かつ効率的な提供、官民協働での諸課題の解決、これらを通じた産業の国際競争力の強化や社会全体の生産性向上に資するものとして推進してきたところであり、今後のデジタル社会の形成に当たっても、国民にデジタル化の恩恵をもたらすものとして不可欠な取組である。このため、国及び地方公共団体等において、サイバーセキュリティや個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、公共データの公開及び活用を進める。

オープンデータは取組の広がりが見られる一方で、データの量と機械判読性などの質、利用者が検索しやすいデータ提供環境の構築、オープンデータを利活用したサービス事例の創出に課題がある。これらの課題に対応し、質の高いオープンデータが継続的に提供され、利活用される社会の実現に向け、データ提供者である各府省庁及び地方公共団体へのオープンデータ化推進支援を行っていく。

各府省庁においては、情報システム整備方針や相互連携分野において各府省庁が策定する情報システムの連携のための標準の整備方針（以下「標準に係る整備方針」という。）に、オープンデータ・バイ・デザインや機械判読性の強化といった「オープンデータ基本指針」の考え方を反映させる。各府省庁は、行政保有データを利用者が活用しやすい形で公開するために、行政手続及び情報システムの企画・設計段

階から必要な措置を講ずる。また、各府省庁のオープンデータを公開しているデータカタログサイト（DATA.GO.JP）を令和4年度（2022年度）中にe-Govに統合し、検索性の向上を目指す。

地方公共団体によるオープンデータの取組に関しては、地方公共団体の約7割がオープンデータ化を推進しているほか、オープンデータの利活用についても、住民や企業等による取組に加えてRESAS等を活用した地域経済データの分析等の取組が行われてきている。しかし、オープンデータの取組が未実施で独自での取組が困難な地方公共団体も存在している。オープンデータが推進されてきた一方、地方公共団体間でオープンデータの推進状況に差が生じており、地方公共団体の規模や地域課題等の現場実態に応じた支援が必要となってきた。このため、それぞれの地方公共団体の取組状況やニーズに応じたオープンデータの整備・公開・利活用を促進するための研修資料やプログラムの検討を進める。また、公開が望まれる分野やデータ項目を提示した推進データセットについては、政府相互運用性フレームワーク（GIF）に準拠して、その在り方を整理・明確化し、令和4年度（2022年度）中に追加・改訂を行う。オープンデータに既に取り組んでいる地方公共団体においては、データ利活用の観点から、データの質を向上させる方策が必要であり、令和4年度（2022年度）中に、オープンデータの取組の質を測る指標を策定・公開する。

○デジタル社会の実現に向けた基本的な施策に係る施策集

〔No. 4-5〕 地方におけるオープンデータの推進

- ・官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされている。地方公共団体は、同法の趣旨、オープンデータ基本指針及び本計画を踏まえ、行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ベンチャーの創出の促進、地域の課題の解決を図る。
- ・その際、地方公共団体向けのガイドライン・手引書、「推奨データセット」等も参考にしながら、利用者ニーズに即したオープンデータ化を積極的に進めるとともに、オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づく情報システム（当該情報システムに係る行政手続を含む。）の設計や整備を含めたオープンデータ及び行政内部でのデータ活用を推進することが望ましい。
- ・また、各府省庁は自府省庁に関連する分野のオープンデータの取組について、地方公共団体に対しても必要な働きかけや支援等を行い、積極的に推進を図っていく。加えて、民間事業者等によるアプリ開発や行政機関自身によるデータ分析、政策立

案等の利活用の促進を図るため、公開するデータの量のみならず、データの質の向上を図っていく。

KPI（進捗）：地方公共団体のオープンデータの質の評価指標の公開（令和４年度（2022年度）末まで）

KPI（効果）：地方公共団体のオープンデータの質の評価指標の運用団体数

◆「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」（令和３年６月１５日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）抜粋

4 取組体制等

(3) 地方公共団体間の連携等

複数の地方公共団体が連携してオープンデータに取り組むことは、人材育成、データ公開に係る業務の効率化や、地域横断的なデータ利活用の促進、行政サービスの向上等に関する合同でのアイデア公募やその成果の共有等、大きな効果が期待される。

例えば、高梁川流域の隣接７市３町が連携して一つのデータポータルサイト (<http://dataeye.jp/>) でオープンデータを公開している。また、職員のオープンデータに対する理解を深め、機運を盛り上げるために、複数の市区町村が共同で勉強会を開催するといった取組も進められている。限りある資金、人材等を有効活用する観点からは、近隣自治体が連携してオープンデータに取り組むことが望ましい。

福井県、静岡県や埼玉県では、県が構築したサイト上に共通のフォーマットで市区町村のデータを公開するといった取組も進められている。データの利活用を促進する観点からは、都道府県が、域内市区町村のデータを必要に応じ集約した上でオープンデータとして積極的に公開することに加え、データ形式、利用規約の整合化を働きかけることも有効である。

さらに、都道府県の範囲を超えて市区町村が連携することも、上記の効果をより増大するものとして積極的に取り組むことが望まれる。

4. おわりに

本計画は、ガバメントクラウドの活用に向けた検討など国の動向を反映させるよう適宜見直しを行うとともに、別紙2に示す「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において示された方針及びKPIを踏まえ、自治体の取組状況に応じたPDCAサイクルにより進捗管理を行う。

総務省は、業務改革（BPR）を含めた標準化等の進め方について、「自治体 DX 推進手順書」として、2021年7月に公表したところであり、この手順書も国の動向等を踏まえ、適宜見直しを行う。また、当該手順書の改定時期にかかわらず、自治体の検討に資する情報を、自治体に随時提供する。併せて、自治体が足並みを揃えて、情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化といった施策を推進するためには、その前提となる事業者（ベンダー）の速やかかつ円滑なシステムの開発等の対応も求められることから、関係省庁と連携して、事業者（ベンダー）への情報提供を丁寧に行っていく。

本計画に示す取組を一定の期間の中で実現するには、早期の現行のシステムの調査、スケジュール策定をはじめとして計画的な導入に向けた検討を行うことが求められることから、速やかに全庁的・横断的な推進体制を整える必要がある。その上で、各自治体においては、本計画の記載及び今後国から提供される情報を参考に、早期に検討に着手し、可能な取組から実行することが望ましい。

別紙 1 自治体の主な取組スケジュール

	2020年度 (令和2年度) 1～3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
推進体制の構築	体制の整備					
	人材の確保・育成等					
自治体の情報システムの 標準化・共通化		ガバメントクラウド利用地方公共団体 順次拡大				
		先行事業の実施 標準準拠システムへの移行（※） （地方公共団体はガバメントクラウドを活用し、 標準準拠システムを利用） P M O 支援ツールの作成 P M O 支援ツールの提供				
		補助 ※取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。 住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、ガバメントクラウドへの移行のために必要となる準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）・システム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化等）を補助				
自治体の行政手続の オンライン化		利便性向上に資する手続のオンライン化 その他手続のオンライン化				
		補助 子育て、介護等の手続について、マイナポータルと自治体の基幹システムのオンライン接続を行うため、マイナポータルへの接続に当たっての機器設定、連携サーバー等の設置に要する経費に対して補助				
セキュリティ対策の 徹底		次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行				
		補助 総務省が設定した高いセキュリティレベルのセキュリティクラウドへの移行を補助				

別紙2 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において示された方針及び KPI

重点取組事項	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において示された方針及び KPI
①自治体の情報システムの標準化・共通化 【デジタル庁、総務省、関係省庁】	・地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第6条第1項及び第7条第1項に基づく標準化基準への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化を、地方公共団体に寄り添って十分に対話を行いながら進める。 ・今後、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。 < KPI > ・対象である基幹業務に係る標準仕様書及び当該業務システムに関するガバメントクラウドの活用に関する方針について、令和4年（2022年）夏を目途に策定を目指す。 ※ 対象基幹業務：児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金（20業務） ・地方公共団体の情報システムの運用経費等（2026年度（令和8年度）に2018年度（平成30年度）比で少なくとも3割削減。更なる削減目標の上積みを目指す）
②マイナンバーカードの普及促進 【デジタル庁、総務省、関係省庁】	令和4年度（2022年度）末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す。
③自治体の行政手続のオンライン化 【デジタル庁、総務省、関係省庁】	令和4年度（2022年度）末を目指して、原則、全地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する行政手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にする。 < KPI > ・手続のオンライン化のための情報基盤の整備 ・手続のマイナポータル利用の人口カバー率